

平成20年第2回定例会

斑鳩町議会会議録

平成20年6月10日

午前9時00分 開議

於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員 (15名)

1番	宮崎和彦	2番	小林誠
3番	中川靖広	4番	吉野俊明
5番	伴吉晴	6番	紀良治
7番	嶋田善行	8番	西谷剛周
9番	中西和夫	10番	浦野圭司
11番	飯高昭二	12番	辻善次
13番	里川宜志子	14番	木澤正男
15番	木田守彦		

1, 欠席議員 (0名)

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	藤原伸宏	係長	峯川敏明
--------	------	----	------

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	副町長	芳村是
教育長	栗本裕美	会計管理者	浦口隆
総務部長	池田善紀	総務課長	佐藤滋生
総務課参事	吉田昌敬	企画財政課長	西巻昭男
税務課長	山崎善之	住民生活部長	西本喜一
福祉課長	西川肇	国保医療課長	植村俊彦
健康対策課長	寺田良信	環境対策課長	乾善亮

住 民 課 長	清 水 昭 雄	都 市 建 設 部 長	清 水 建 也
建 設 課 長	加 藤 保 幸	観 光 産 業 課 長	川 端 伸 和
都 市 整 備 課 長	藤 川 岳 志	都 市 整 備 課 参 事	今 西 弘 至
教 委 総 務 課 長	野 崎 一 也	生 涯 学 習 課 長	清 水 修 一
上 下 水 道 部 長	谷 口 裕 司	上 水 道 課 長	佃 田 眞 規

1, 議事日程

日程 1. 一般質問

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時00分 開議)

○議長（中川靖広君） おはようございます。

ただいまの出席議員は15名で、全員出席であります。

これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、昨日に引き続きまして一般質問であります。順序に従い質問をお受けいたします。

初めに、2番、小林議員の一般質問をお受けいたします。2番、小林議員。

○2番（小林 誠君） おはようございます。

それでは、通告書に基づきまして一般質問させていただきます。

本日の質問は、今、建設中の取水井戸と、9月から試行しながら研究検討をされる放課後子どもプランについてと、また斑鳩町が推進してきた災害に強いまちづくり、今回は地震に強いまちづくりに向けての考え方など、今後の事業、制度について質問してまいりたいと考えております。

まず、1つ目の質問であります。まず掘削中の井戸についてであります。どのような考えで新設されたのか、ご説明いただけますでしょうか。

○議長（中川靖広君） 谷口上下水道部長。

○上下水道部長（谷口裕司君） ご質問の井戸の件についてでございます。

現在、斑鳩町の水道水につきましては、県営水道によりますものと、町内各所にごさいます井戸から汲み上げております水を、三井浄水場と第1浄水場におきまして浄水したものを混合し配水している状況でございます。

そして、平成19年度の総配水量につきましては約331万立方メートル、その内訳につきましては、県営水道が約221万立方メートルの約67%、そして町の自己水が約110万立方メートルで約33%でございました。

自己水の確保、すなわち井戸の新設及び後々の維持管理にはかなりの費用がかかりますものの、災害時等に備えまして自己水を確保することは必要不可欠な事案であると認識をいたしております。

そして、現在使用いたしております既設井戸につきましては、計画的に浚渫、そしてケーシングスリットの清掃などの維持管理に努めております。しかしながら、井戸の経年経過によりまして年々揚水量が減ってきているのが状況でございます。このままでは、今後ますます自己水の確保が低下するものと予測されますことから、井戸の新設を行っ

ているものでございます。ということで、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、その概要につきましては、まず設置場所でございますが、斑鳩南中学南西の角より約100メートル南へ行きました町道の東側の農地の一角33平方メートルを借地いたしまして、構造につきましては、直径約300ミリの強化プラスチック複合管をケーシングパイプとして地下約150メートルまで挿入し、26キロワットの水中ポンプで揚水する計画でございます。なお、計画揚水量につきましては、1日当たり約1,200立方メートルを予定しているところでございます。

○議長（中川靖広君） 2番、小林議員。

○2番（小林 誠君） 今の概要を聞いて、1つだけちょっと言わせていただきますと、当然、設備、運転について関係者が十分協議してきたこととは思いますが、また新たに26キロワットの大きなポンプを入れるということですので、時間当たり揚水量50立米ぐらいを予定していると、今、おっしゃいましたけれども、他の各井戸の運転状況や水道管のバルブの切り替え操作、水道管内の圧力調整、そして田んぼにある各バルブの操作等、やっぱり操作するのは人ですんで、今までの作業からの経験というのも大切ではありますが、やっぱり新しい井戸が出来ることによってまた水圧等色々変わってまいりますので、今までのマニュアルが通用しなくなることもありますので、完成後、調整運転が大変だとは思いますが、担当者同士の連絡を密に取り合いながら注意して管理、運転していただきますよう、まだ完成していませんが、安全運転の要請をしておきます。

それと、今後の工事の予定というのは、いつごろ出来上がるのか、そういうことについても説明していただけますか。

○議長（中川靖広君） 谷口上下水道部長。

○上下水道部長（谷口裕司君） 今現在、敷地造成の方終わりましたケーシング打ち込みの段取りに入っておりますが、最終工期といたしましては、11月29日に竣工する予定で考えております。

○議長（中川靖広君） 2番、小林議員。

○2番（小林 誠君） わかりました。新設の井戸について説明していただきましてありがとうございました。

それでは、次に老朽管対策についてお聞きしたいんですけども、近年、水道事業良

好な経営成績ではありますけれども、最近では節水効率が上がった家電の普及やライフスタイルの変化等、一般家庭に多い口径20ミリで、大体全体の約67%に当たるんだと思うんですけれども、この口径20ミリを使用している家庭の月の平均使用水量は年々減少しているようで、いただいた資料で見させていただきますと、平成19年度は23.1立米のようですので、3年前の水量と比較して約1立米減。いただいている資料が平成12年から載っていましたので、平成12年の7年前と比較しましたら、約2.6立米もの減水でしたので、これが1月ですんでね、1月1立米、1,000リットルのかんりの節水で、環境にはありがたいんですけれども、やっぱり水道事業として年々給水収益が減少していく中、今後、浄水配水設備の老朽化にもお金がかかっていきますんで、そういうふうなのにもお金を使わなければいけない。

そして、今はメリットである自己水比率の高まりによる全体の給水コストの引き下げも、取水設備の老朽化による修繕により自己水の原価も年々値上がりしていく中、また一般会計からの繰り入れ、平成19年度580万5,000円を最後に出来なくなる等、今後の収益が見込めず厳しい財政状況の中ではありますけれども、今後どのように老朽管対策をしていくのか、お答え願えますか。

○議長（中川靖広君） 谷口上下水道部長。

○上下水道部長（谷口裕司君） まず、老朽管の整備の計画についてご説明をさせていただきます。

まず、今、目安地域からの井戸水を第1浄水場へ送る導水管につきまして、斑鳩南中学校の南西角より法隆寺南1丁目地区までの区間がまだ石綿管で残っておる状況でございます。また、逆の第1浄水場から目安地域まで配水管も石綿管で残っておる状況でございます。その導水管、配水管両方で約3,000メートルになります。

しかし、この整備につきましては、今年度に三代川にかかっております水管橋を整備する予定でございますので、今後、それ以降平成26年度までに、順次、この区間の石綿セメント管を更新していく計画でございます。

○議長（中川靖広君） 2番、小林議員。

○2番（小林 誠君） 今、答弁いただきましたけれども、三代川に架かっております導水管の方も、見た目にも老朽化しており、近隣の住民さんからも、恐らくそちらの方にも心配の声が上がっておったと思うんですけれども、今年度整備していただけるようですので、安心いたしました。

今後も、家庭で安心して水が飲めるように、また災害時の自己水確保のために、やはり水道水の約67%を頼っている県営水道からは、災害時、水の利用制限等がかかる可能性がないとも言い切れませんし、また渇水になると、実際に県営水道からの取水制限がかかる事態もあったかと思いますので、災害時の自己水確保のためにも井戸を整備していただきまして、災害によって導水管、配水管等の老朽管が破損して利用出来なくなるのは困りますので、災害に強いまちづくりとしても、今後、国庫補助金が減っていく中ではございますけれども、老朽管の整備を進めていきますように要望をしておきますので、今後どうかよろしく願いいたします。

次の質問に移らせていただきまして、また放課後子どもプランについて質問させていただくんですけども、いつも毎回毎回内容についてお聞きしてますんで、今日はちょっといつもと違ったふうにお聞きしたいと思えます。

先に、当斑鳩町では、どういうふうな方々にこの放課後子どもプランの運営委員をお願いされたのか、ご答弁いただけますか。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 放課後子どもプランについてのご質問でございます。

この放課後子どもプランの事業につきましては、子どもたちの身近な場所でございます学校の校庭、あるいは体育館を開放いたしまして、地域の方々の協力を得て、スポーツ、文化、あるいは交流活動を実施することで、子どもたちの自主性、社会性を養う環境づくりを推進する事業でございます。

それを運営していただきます運営委員の構成につきましては、直接運営にご協力いただける団体を中心として選出させていただいております。各小学校の校長、それから各小学校のPTAの代表の方、それから社会教育委員、それから総合型地域スポーツクラブ、婦人会、老人会、子ども会連絡協議会等からの各1名ずつ、そして教育委員会、児童福祉担当課、学校教育指導主事の合計14名で運営委員会を構成いたしております。

○議長（中川靖広君） 2番、小林議員。

○2番（小林 誠君） 放課後子どもプランや関連事業について、なるべく今までの表現と重ならない言い方をさせていただきますと、学校、家庭、地域が連携するための交流活動等の機会を提供し、子どもたちに生きる力の育成を学校教育外の活動においても支援し、幅広く参加すれば、地域社会全体の教育力の向上も期待出来るなど、また子どもの安全な場所を確保することは、同時に保護者も安心して働く環境づくりにもつながり、

また新たなチャレンジを目指す若者、特に女性のためにもなるなど等、放課後子どもプランについては色々といひことがたくさん言われておりました、また色んな統計データやアンケート結果、問題点等の事例報告も上がり出していますので、それらを読みますと、いかに大変な事業なのかがわかってくると思います。

そんな大変なことにかかわっていただける委員の皆様の反応をちょっとお聞きしたいんですけども、第1回目の話し合いのような場があったそうなんですけれども、その場では、この事業に携わっていただく委員の皆様の反応と申しますか、声をちょっとお聞かせ願えますか。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 第1回の運営委員会で協議いたしました内容でございますが、先月の5月15日に第1回目の放課後子どもプラン運営委員会を開催いたしております。

その中で委員の方から色々ご意見いただいているわけでございますが、二、三申し上げますと、1つは、定員を超えた場合の対応、申し込みが多かった場合どうするのかということでございます。これは、定員が40名ということで、今、募集をさせていただいておりますので、それを超えた場合にどうするのかということでございます。それにつきましては、一応抽選をさせていただいて、各学校で一応40名をめぐりに対応をさせていただくということでございます。そしてまた、特別な支援を必要とする児童の参加についてどうするのかということでございます。これについては、やっぱり対応していただく方が民間のボランティアの方でございますので、そうした方々については、特に保護者等の参加、共に参加していただくというようなことも考えながら対応をしていくということで、今、考えているところでございます。

そして、今年度9月から試行いたします放課後子どもプランの活動内容でございますが、これは以前にもアンケートの中でも申し上げておりましたように、ドッジボール、あるいはグランドゴルフ、それからお話し会、お手玉、こま回しなどを考えているところでございます。こうした昔の遊びとか、あるいは子どもたちが、今、関心を持っているゲーム、体を動かすゲームですね、そういったものを考えているところでございます。そうしたことを、老人会や、あるいは婦人会、総合型地域スポーツクラブの皆さん方の協力を得て実施してまいりたいというふうに考えております。

また、今後のスケジュールにつきましては、現在、各小学校で、この放課後子ども教室の参加者を募集いたしております。先ほど申し上げたとおりでございます。その参加

者が決まり次第、各協力団体と具体的な連絡調整を行いまして、実施内容や講師等のボランティアについて決定をしまいたいというふうに考えております。そうしたことを、8月中に再度運営委員会を開催いたしまして、今、申しあげました内容を十分ご協議いただいた上、9月より実施をしまいたいというふうに考えております。

○議長（中川靖広君） 2番、小林議員。

○2番（小林 誠君） わかりました。やっぱりまだ実施されていないというか、まだ6月なのか、委員会での協議も8月にもう一回されるということですけど、それからなのかなというふうな感じがいたしましたけれどもね、やはり関係部署に新たな仕事がまたふえるのかなというふうにも感じますし、またボランティアをお願いするのも、ご答弁いただいたように、婦人会や老人会、総合型地域スポーツクラブの方、その方々の対応となりますと、やっぱりこの関係の団体にはお願いすることが何かとふえていってるような状況なのかなというふうにも感じてしまいましたね。

それで、子どもプランは、国の方でも何かボランティアを当てにしているような制度のようにも、色々資料を読んでいると感じてしまうんですけども、今、おっしゃっていただいたように、実際問題ボランティアの方にどこまでお願い出来るのか。そのボランティアの方々に対しての研修など色々要望が、要望ですけどもあるみたいですけどもね、コーディネーターの資質向上策案、指導員の研修、安全管理の対応や学校の避難訓練、防災、防犯訓練などにも参加していただくようにボランティアの方々をお願いしていただくようにというふうにも指導も読ませていただきましたので、やっぱりボランティアなのにこういう関係者の方々に対する要望が多いというふうに感じてしまうんですけども、本年度の予算で見させていただきますと、報償費が28万9,000円、需用費で11万1,000円が計上されておりましたけれども、少ない予算で運営していただけるんだったらありがたいんですけども、やっぱりこのプランの活動状況に合わせて、まだ来年度はどのようになるかはわかりませんが、やっぱり十分な予算を組んで運営委員会等を支援していただき、また運営していただきますようよろしくをお願いいたします。

放課後子どもプランの③つ目の方に移らせていただくんですけども、通告書に書いておられるんですけども、5月に配布された放課後子ども教室の募集についての参加条件のところに、「小学校4年生から6年生」というふうに書いておりましたけれども、その下に、「午後4時45分から5時の間に保護者が必ず迎えに来ること」とい

うふうに1行を太文字で書いていただいていますので、やっぱりしっかりとこの制度が多くのボランティアの協力によって支えられているものであることから、保護者の方々、子どもに対してもですね、やはり自分の責任で放課後子どもプランに参加していただくことをあらかじめ十分に理解していただかないと、どんどんどんどんボランティアの方に負担がいつてしまったり、理想はいいプランですんで、事業ですんで、そういう事業もだめになってしまうのかなというふうにも心配していますんで、本当に大変だとは思いますが、担当課の方には、そういうふうに保護者の方に十分に理解していただくように働きかけをよろしく願いしていきたいというふうに要望しておきます。

そして、広報活動の件なんですけれども、子どもプランを本年度実施されまして、この実施するに当たってやっぱり人材確保の方が難しかったのかなというふうにも思っているんですけれども、本年度試行しながら事業を進めていく様子を、直接興味のある方や支援していただきたい方に、ボランティアじゃないですけれども指導員として来ていただきたい方に見ていただけるように、常に広報というか募集し、関係団体に依頼し、来年度に向けての広報活動をしてはいかがかなと思って提案させていただいているんですけれども、その方が、現状の教室の雰囲気も小学生とのかかわり方もわかりまして、来年度の活動に向けての人材確保がスムーズに行く、というふうにはまでは無理かもしれませんが、やっぱりいきなり新しい指導員の方に、ボランティアの方に、「では、小学生に指導してください」というふうをお願いするのもなかなか引き受けにくいのかなというふうにも思いますので、やっぱり前もって現状を見ていただいたら、その方も考えていただいて、それで心の準備も出来て、すんなりとじゃないですけれどもその事業に参加していただけるような環境になっていくのかなというふうにも思いますので、これは提案にさせていただくんですけれども、ほかにも色々提案したいことはあるんですけれども、まずは今年度の試行の状況を見まして、実際の現場を見させていただきまして、私の方も手伝えることは手伝わさせていただきたいと思っておりますので、本当にこの放課後子どもプランについては、どうかよろしく願いいたします。

3つ目の耐震改修計画についてお聞きしたいんですけれども、平成18年に耐震改修促進法が改正施行され、都道府県は国の基本方針に基づいて耐震改修促進計画が義務づけられ、市町村においても策定することとなり、当初の計画どおり、本年度奈良県の半分以上の市町村が策定しましたけれども、これに関連する耐震改修等に対する補助制度の整備状況についての資料を見ますと、近畿ではやはり地震に関心の強いといいま

すか、被災地にもなった兵庫県や関心の高い和歌山などの地方では対策が進んでいるのがわかります。

この数値で見ると、兵庫県地域では、住宅、マンションの耐震診断と改修に係る補助制度の実施状況は、共に100%自治体は何らかの補助をしている制度がある。和歌山地域でも、住宅については、耐震診断に係る補助制度の実施は100%で、改修については、1つの地域を除きですね、97%というふうに数字が上がっています。また、大阪では、耐震診断については、住宅、マンション、非住宅建築等の補助を行っている状況で、兵庫県、和歌山とは違った特徴が、地域性もありますんでね、そういう違った特徴のある支援をしているのが、この数値を見てわかるんですけども。

奈良県と京都の方を見させていただきますと、どうしてか、データだけしか、数値しか見てませんのでね、それを見させていただきますと、共に数値がよくないのが見てとれますんで、どういうふうなことなのかはちょっとわかりませんが、地域性もあるのでしょうか、そのような地域で、奈良県で、今後どのように県からも支援をいただけるのかなというふうにも思ってしまうし、斑鳩町としても、平成27年度に向けての耐震化率にどのように取り組んでいくのか、質問したいと思います。

まず、既存の木造住宅に関する質問、要望についてする予定なんですけれども、まず先に、簡単に特定建築物の耐震改修の目標構造評点についてお聞きしたいんですけども、特定建築物の方の表現ではまた違って、構造耐震指標というべきなんですけれども、後の木造住宅に合わせた表現で質問させていただいております。

斑鳩町内の特定建築物で二次診断まで行い耐震改修をするのは学校しかないそうなんですけれども、その学校の現状といいますか、わかりやすく学校の耐震診断の結果を、4段階の区分のうちどの区分に該当をしているのか。既存の木造住宅と数値もちょっと違いますんで、区分分けで説明していただきたいんですけども。また、耐震改修を行うことによって、4段階の区分のうちどの区分に入るように町としては耐震改修を進めていく考えなのかの説明をいただきたいんですけども。学校の改修には補助金に関係してきますので、また改修工事の考え方が違うかもしれませんけれども、お答え願えますでしょうか。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 今、学校施設での耐震補強工事の実施についての質問でございます。

その耐震性の数値ということでございますが、昭和56年以前の基準によりまして建築されました学校建物の耐震性を向上させるために、地震防災施設などの整備等を一層推進する必要がありますことから、これら地震防災対策特別措置法による地震防災緊急事業5カ年計画がございます。これは、平成18年度から平成22年度まででございますが、これに基づきまして年次計画を立てまして、地震に耐え得る強度でございます地震の構造耐震指標というのがございますが、これをIS値と申し上げております。そのIS値が0.7以上になるように設計をいたしまして耐震補強工事を実施いたしております。学校の方としては、0.7以上を基準に設計をいたしております。

以上でございます。

○議長（中川靖広君） 2番、小林議員。

○2番（小林 誠君） 基準値もまた既存の木造住宅とも違いますので、今の表現を4段階の区分に分けて言いますと、下から3番目、下から3番目と申しますか、言葉にして表現しますと、一応倒壊しないになるんですかね、そこまで上げはるんですね、ちょっとそれは知りませんでした。わかりました。

そしたら、次に移らせていただくんですけれども、それでしたら木造住宅の耐震改修目標構造評点についてお聞きしたいんですけれども、今後、斑鳩町が地震に強いまちづくりを目指すために、住宅の耐震化率を上げるために、これら4段階の区分のうち、どの区分に向けて耐震化の啓発、耐震化の支援を考えているのか、お答え願えますでしょうか。

○議長（中川靖広君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水建也君） 木造住宅の耐震改修目標構造評点ということでございますけれども、その前に、まず木造住宅の耐震診断方法について概略説明させていただいた後ご理解を賜りたいと思います。

現在、町が行っております既存木造住宅耐震診断支援事業におきましては、県が定めております奈良県木造住宅耐震診断マニュアルというマニュアルがございますが、このマニュアルに基づきまして診断を行っております。その診断の結果、上部構造評点が1.0以上のものが、地震に対する倒壊の可能性が低いとされております。

こういうことから、本斑鳩町の計画におきましては、耐震診断の結果、上部構造評点が1.0以上の木造住宅は耐震性を満たしている建築物であるというふうに考えておりまして、目標もそれ以上に置いておるということでございます。

○議長（中川靖広君） 2番、小林議員。

○2番（小林 誠君） わかりました。その数値については、また後ほど質問させていただくとしまして、先に本年度の無料耐震診断予定の事務的な予定についてお聞きしたいんですけれども、その耐震診断予定にかかわって、恐らく案として出された斑鳩町耐震改修促進計画案についてもかかわってくると思いますので、この2つについての事務的な流れを説明していただきたいんですけれども、よろしくお願ひ出来ますか。

○議長（中川靖広君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水建也君） まず初めに、本年度の耐震診断の予定でございます。町で実施しております既存木造住宅耐震診断支援事業に關しまして、耐震診断のさらなる普及促進を目的といたしまして、住宅所有者の自己負担額が今年度から無料となるように制度改正を行ったところでございます。

今年度の募集戸数でございますけれども、30戸を予定しております。平成18年度が20戸、平成19年度5戸ふやして25戸、今年度がまた5戸ふやして30戸を予定しております、募集時期に關しましては秋ごろを予定しております。

次に、診断済みの木造住宅に關する支援策についてでございますが、現在、耐震診断を受けられた方に耐震診断報告書をお渡しする際に、県が作成をいたしました耐震改修の事例集のパンフレットを配布いたしまして、耐震改修の方法や費用に關する説明を行っているところでございます。

また、近年、悪質リフォームなど消費者被害が社会問題となっておることから、安心して耐震改修を行っていただくために、奈良県建築士会が実施しております無料住宅相談並びに奈良県建築士事務所協会が実施しております専門家の紹介業務等々の案内を行っているところでございます。

○議長（中川靖広君） 2番、小林議員。

○2番（小林 誠君） 斑鳩町の方で、18年度より既存木造住宅の耐震化診断支援事業としまして、今、答弁いただきましたように、20件、19年度については25件、合計24件の診断結果が出たと思うんですけれども、それを実際に手渡しされるというか、来られた時に口頭でも伝える時に、この耐震診断結果が、区分でいきますと0.7未満の区分に45件すべてが入ってしまっているわけではありますけれども、そうなりますと、この診断を受けられた方に關しまして言いますと、興味があつてやはり診断受けられた方だと思いますんで、やはり関心があつて受けられて、心配になったんで受け

られて、その心配が的中じゃありませんけれども、やっぱり0.7未満、倒壊する可能性が高いというふうな区分に入ってしまうことによってどのような反応をされたのか、ちょっとお聞きしたいんですけれども、また答弁お願い出来ますでしょうか。

○議長（中川靖広君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水建也君） 今、ご質問のことに关しまして、平成18年、19年度耐震診断を受けられた45件の方々に、ご存じのようにアンケート調査をさせていただいております。45件に対しまして回答が32件で回答率が71%でございましたが、不安になったという方が7割の方がおられます。もっと言いますと、改修の中では、不安になったんやけども改修を行わないといった方もおられまして、その中には、改修費用が高額になりますとか、ちょっとやそっとの耐震工事を行っても大地震は耐えられないとか、この際改築しようとか、そういったご意見が多いということでございます。

○議長（中川靖広君） 2番、小林議員。

○2番（小林 誠君） やはり、心配されて受けられた方ですので、そのアンケートの中でも7割の方が不安になっておられるということなんです。

それで、この0.7から、一般的な補助を受けようと思えば、やはり2つ上の区分に上げるためには、1.0以上1.5未満の一応倒壊しないの区分に入れるための改修工事になりますと、やはりかなりの金額が発生してしまいますので、そうなりますと、いかに自分の今の家の状態が危ないというふうにわかっておられても、なかなか改修出来ないのかなというふうにも感じてしまうところではあるんですけれども、ちょっとお聞きしたいのは、その45件のうち、基本的に個人の財産である住宅ですんで、その建築物に対して改修工事をするということなんです、基本的には所有者の責任において実施されるべきですんで、というふうにわかっていながら質問させていただくんですけれども。

昭和56年の6月でしたかね、これ以前の家について旧基準というふうに分けられてしまいますんで、国の方が明確な基準も、明確といいますか、基準を設けていない時期に家を建てられた。それが果たしその建てられた方の責任にすべてになってしまうのかというと、そういうわけではないというふうにも考えてしまいますので、そうなりますと、どういうふうな方々に対しての支援が出来るのかというふうに考えていきますと、56年、27年前ですか、それ以前から住まわれておられた方というのは、この45件の診断を受けられたうちにはおられるのか。そういう細かなデータというのは、そこに

は載っているんでしょうか。

○議長（中川靖広君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水建也君） この耐震診断を受けられた45件すべてについて、56年以前に建てられた建築物であるということでございます。

○議長（中川靖広君） 2番、小林議員。

○2番（小林 誠君） 今、おっしゃっていただいているデータは、唯一じゃないですけども、斑鳩町が実際に調査したデータですんで、この耐震改修促進計画案のデータは、ほとんどが国・県住宅土地統計調査をもとに推計したデータですので、このデータをもとにしてますので、町に対して質問してもどうしようもないのかなというふうに思っていますので、町が実際に持っている耐震診断に関するデータについてお聞きしているんですけども、当たり前前に昭和56年前に建てられた家というのは大体そうなんだろうなというふうには予測出来るんですけども、ずっと以前から住んでいたというふうにはわからないんですかね。その家にいつから来たのか。56年の古い基準の時の家を最近買ったんでしたら、今の基準に適合しない家を買ったんでしたら、やはりそれは自己責任で改修しなければいけないのかなというふうには思うんですけども、それが30年以上前から住んでおられた、国の基準がない時から住んでおられた方に対しての支援というふうに考えていきますと、そういうふうなところで支援していけるのかなというふうにも思いますんで、今、持っておられるデータの中で、そういうふうなことがわかるようなデータは、数値はあるんでしょうか、ご答弁願えますか。

○議長（中川靖広君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水建也君） そこまでは把握しきれてない、把握はしておりません。

56年以前に自分の責任で建てて住んでいる方、もしくはその後にそういう家屋を買われた方を区別する必要があるのかということについてもございますので、特にそういった調査はしておりません。

○議長（中川靖広君） 2番、小林議員。

○2番（小林 誠君） この耐震改修計画案にも、耐震改修に関する支援策というふうに書いておりますけれども、その一部に、耐震性が不十分である建築物の耐震改修に要する費用の一部を補助する事業について、今後の重要課題であるにとらえ、まちの財政状況等を考えた上で今後考えていく、検討していくというふうに書いていただいているんですけども、県の方が事業を、こういうふうな計画案を出しましたので、町としても

こういう計画案を策定しなければいけないというふうな今後の検討課題をここに書いていただいていますので、ちょっと支援策、今の段階ではなかなかはっきりとは言えないんでしょうけれども、この計画案をもとに一般の住民さんの方にも意見を聞くというふうにもおっしゃっておいりましたので、そういう声の中に、改修したいけれども、高齢者の方々がおられたり低所得者の方もおられますと、どうしてもやはり町の方でも支援していかないといけないのかな。町の単位でいきますと、それも難しいのかなというふうには思いますけれども、やっぱりそういうふうと考えていきますと、どういうふうに一体支援出来るのかと突き詰めて考えていきますと、そういうふうな考え、基準を取り入れるのも一つの手かなというふうにも思いましたので、ちょっと言わせていただきました。

最後の・についてなんですけれども、環境整備について、前に答弁いただきましたけれども、これを読んでいてなるほどというものが、やはり、答弁いただきましたように、リフォーム、工事、契約に伴う消費者被害が社会問題となっている。今年の2月に斑鳩町の方でも、無料の耐震診断で回っておられる業者さんがおられましたんで、その業者さんが悪徳業者かどうかは誰も判断出来ないと思うんですけれども、その電話が恐らく数件町の方にも行ったんだと思いますけれども、すると早速町としてもホームページの方に、「無料耐震診断に注意を」というふうに載せていただいております。

それをちょっと読ませていただきますと、「無料の耐震診断を行います」の言葉にご注意くださいと書いてありますね。斑鳩町では、木造住宅の耐震診断について、耐震診断員と呼ばれる技術者を派遣する事業を行っていますが、戸別訪問をする勧誘は一切行っておりません。疑わしい場合は、まず都市整備課へお尋ねくださいというふうに書いておりますね。これでは、平成19年度分の募集は既に終了しましたというふうにも書いております。

そうなりますと、ここの「安心して耐震改修を行うことが出来るようにするための環境整備」というところに、やはり、本町では都市整備課を相談窓口として、工事費用適正かは、誰に相談すればよいのか、誰に頼めばよいのか、工事内容は適切かというような消費者の不安を解消するために、都市整備課が相談窓口として、このような相談があった際には適切に対応出来るよう整備を行うというふうに書いておりましたけれども、悪徳業者かと思っただけ勘違いされたのかもわかりませんが、この電話を町の方にかけてられた方は、町が関与していないとやはり不安だったから電話してきたというふうにいるんです。

それで、この業者の方についての立場で言いますと、民間の業者ですので、営業するのは当たり前。そのチラシを見ますと、2行目ぐらいに大きな文字で、これは行政が行っている診断ではありませんというふうにちゃんと明記もしてありましたんで、やはりそういうような住民さんに不安が起こらないようにするためには、まず早い段階で、やはり町としての、今、だんだんだんだん耐震診断、耐震改修について一般の住民さんも関心が高まってきていると思いますんで、より早い段階で、町としてもそういう窓口を、そういう支援体制を、各種団体に相談しながら早期に設置していただきたいと思いますので、そういうふうにしていただきますよう要望して私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 以上で、2番、小林議員の一般質問は終わりました。

続いて、12番、辻議員の一般質問をお受けいたします。12番、辻議員。

○12番（辻 善次君） それでは、議長のお許しを得て、通告書に基づきまして一般質問させていただきます。

まず1点目で、集会所のバリアフリー改修工事に対する町補助金の補助率アップについてであります。町長はコミュニティづくりを主要な施策として取り組もうとされており、人にやさしい安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するには、地域のコミュニティ活動が重要であることから質問させていただきます。

高齢者や障害をお持ちの方が地域で安全で安心して暮らしやすくするため、奈良県の住みよいまちづくり条例及びバリアフリー法などにより、町の役場庁舎、保健センター、公民館、学校など公共施設において、順次、トイレ、手すり、玄関の段差など改修工事が実施されましたが、住民の身近な地域の集会所については、まだまだ改修がおくれているように感じます。そこで、このことについてお尋ねします。

まず、自治会で管理しておられる集会所の数及びその中でバリアフリー（建築当時からバリアフリーされているところも含めまして）の改修を終えられた集会所の数についてお尋ねします。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 自治会で管理しておられる集会所等につきましては、町全体で52カ所ございます。その中で、バリアフリーの改修ということではありますが、平成11年度より施行いたしました斑鳩町地域集会所施設整備費補助金交付要綱に基づき補助を行った中で、昨年度までに8自治会でバリアフリーに配慮した修繕工事が行われて

おります。また、新築された集会所で、要綱に基づき補助を行ったのは6自治会であり、すべての集会所でバリアフリーに配慮された建築となっております。

なお、バリアフリーへの改修につきましては、補助要綱に基づく補助額としては、300万円を限度として実際に要する費用の2分の1を補助しており、また同一箇所の整備に関して通常5年となっている交付制限を撤廃しておりますので、ご理解賜りますようお願いをいたします。

○議長（中川靖広君） 12番、辻議員。

○12番（辻 善次君） 今の答弁にもありましたように、52カ所中14カ所がバリアフリーに配慮されておりますが、まだまだおこなっているのが現状であります。私ども集会所につきましても、入り口の段差、和式のトイレ等で、お年寄りや障害をお持ちの方は、利用しにくいのが現状でございます。また、他の集会所でも、急な階段、長いスロープ等で、集会所までに行くのにも大変不便な思いをされている集会所もあることは、町も認識されていると思います。今後、さらにお年寄りがふえることが想定されることから、次の・番の質問に移りまして、斑鳩町の65歳以上の高齢者の推移について、平成15年度、平成20年度、平成25年度、平成30年度の高齢化率と高齢者数についてお尋ねいたします。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 斑鳩町におけます65歳以上の高齢者の推移についてでございます。平成15年度、平成20年度につきましては、その年度当初の実績の数値、そして平成25年度につきましては、現在、第3期斑鳩町介護保険事業計画・老人保健福祉計画の中で推計をいたしております数値についてご報告をさせていただきたいと思っております。

平成15年度でございますが、65歳以上の高齢者数は5,153名、高齢化率は17.86%、平成20年度につきましては、65歳以上の高齢者数は6,370名、高齢化率は22.31%であります。平成25年度の推計値につきましては、65歳以上の高齢者数は7,324名、高齢化率は約26.2%で推計をいたしております。

なお、ご質問の平成30年度の数値につきましては、現計画の中では推計をいたしておりませんので、ご了承のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（中川靖広君） 12番、辻議員。

○12番（辻 善次君） 今の答弁にありましたように、65歳以上の高齢者は確実に増

加していきます。平成30年には、恐らく30%ぐらいになろうということで考えておりますけども、65歳以上の高齢者数は確実に増加していきます。そうした中で、自治会の集会などの参加に占める高齢者の数も当然増加してくると考えます。さらに、最近特に、児童、高齢者等弱者に対する犯罪が数多く報道されており、また東南海沖地震や内陸型地震の発生確率が高いと言われる中、大災害や多発する犯罪に対する備えは、地域のつながりが求められており、そのためにも地域活動に対して、町は今以上に積極的に支援する必要があるのではないのでしょうか。

バリアフリーの改修には、先ほどの答弁でも、300万円を限度として2分の1を補助していただけますが、町財政も苦しいですが、それにまして各自治会の運営も年々厳しくなってきており、またさきの建設常任委員会でも、斑鳩町の耐震改修促進計画の素案が示されました。その中にも、平成27年度までに、特定建築物耐震化率90%とされており、これに要する費用など、また色々問題もあります自治会の脱退世帯がふえてくる中で、地域の防犯対策での防犯灯の維持管理費用など、今後もさらに厳しい運営を余儀なくされております。

地域の方が、誰もが安全で安心して利用出来るコミュニティづくりの拠点とした集会所の改修に対する補助金のうち、特にバリアフリーに関する改修工事に対しての補助率のアップについて、今日の財政状況では補助金を上げることは大変難しいと思いますが、今後検討されるよう強く要望して次の学童保育についての質問に移らせていただきます。

「学童保育けが多発 2006年の調査で73自治体で7,600件 指導員対策に不備」といった見出しで、共稼ぎ家庭の児童らが放課後過ごす学童保育で、子どもがけがをする事例が相次いでいるとの記事がありましたが、本町の学童保育室での過去5年間の事故の状況についてお尋ねします。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 当町におけます学童保育室におけます過去5年間の事故の状況でございますが、けがによるスポーツ保険の利用状況をご説明申し上げたいと思います。

斑鳩町学童保育室で1件、東学童保育室で4件の計5件のけがが過去5年間でございました。

けがの内容についてでございますが、平成17年4月21日に斑鳩学童保育室3年生

の男子がドッジボールをしましてボールが目当たり眼球から少し出血をしたけが、それから平成17年5月30日東学童保育室の2年生の男子がドッジボールで左手小指を突き指したけが、平成18年の4月27日には、同じく東学童保育室4年生の女子が広場で友達と遊んでいる時に転倒により前歯が欠けるけが、平成18年7月24日には、同じく東学童保育室3年生の男子がドッジボールをしまして転倒し右足くるぶしの軟骨損傷、そして平成18年11月8日、同じく東学童保育室2年生の男子がドッジボールで右手小指を突き指し骨折というけががありました。

児童の安全対策といたしましては、子どもたちが屋外で遊ぶ時は、学童保育指導員が危険な行動をとらないように指導しておりますが、もしけがをした時には、役場福祉課にすぐ連絡し、そして連携して応急手当をすると共に、必要に応じて病院へ搬送するなど、迅速な対応を行ってきているところでございます。

○議長（中川靖広君） 12番、辻議員。

○12番（辻 善次君） 子どもにはけがはつきもんですが、一応5年間で5件の事故との答弁をしていただきましたが、ただ5件のうち4件がドッジボールというけがで少し気になりますが、本町においては幸いにして大きな事故もなく一応安心しております。

新聞の記事では、事故の原因の一つとして、学童保育の指導員に制度上の資格は求めない、また指導員の不足など、運営体制の整備や施設の安全性の確保が求められていると書かれておまして、そこで②点目といたしまして、学童保育室のそれぞれの児童数と指導員及び指導員の保有資格の状況についてお尋ねします。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 学童保育室のそれぞれの児童数と指導員及び指導員の保有資格の状況についてでございます。

学童保育室の利用につきましては、共働き家庭の一般化や一人親家庭の増加、子どもが被害に遭う痛ましい事件が相次ぐ中で、全国的に入所希望者が増加をしております。斑鳩町におきましても、平成20年の5月1日現在では、斑鳩学童保育室で133名、斑鳩西学童保育室で39名、東学童保育室で77名の計249名の登録があり、各学童保育室とも定員を超えているのが現状でございます。

また、指導員の数につきましては、斑鳩町学童保育検討委員会におきまして、概ね20対1、20人に対して1人の指導員と定められておまして、斑鳩学童保育室では7名の指導員、西学童保育室で3名、東学童保育室で5名の計15名の指導員を配置し、

ローテーション勤務で子どもたちが安全に楽しく放課後を過ごせるように指導をしています。

学童保育員の資格につきましてですが、毎年採用試験を行っており、斑鳩町立学童保育室条例施行規則第3条に基づき、保育士または教員の免許を有する者を指導員として採用をしてきているところでございます。

○議長（中川靖広君） 12番、辻議員。

○12番（辻 善次君） 今後も、適正な配置で、安全に十分配慮しながら学童保育の運営に努められるようお願いしておきます。

次に、③点目といたしまして、厚生労働省は、昨年の秋に初めてガイドラインで学童保育の規模を示されたと記事にありましたが、その内容についてお尋ねします。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 放課後児童クラブにつきましては、労働等により保護者が昼間家庭にいない小学校等に通う子どもたちに、遊びや生活の場を提供することにより、女性の就労の増加や少子化が進行する中、仕事と子育ての両立支援、児童の健全育成支援対策として重要な役割を担っています。

そのため、放課後児童クラブを生活の場としている児童の健全育成を図る観点から、その運営に当たって必要な基本的事項を示し、望ましい方向を目指した内容となっております。その中で、放課後児童クラブの規模につきましては、概ね40人程度が望ましく、最大70人までとすることと記されております。

斑鳩町におきましては、放課後子どもを一人で置いておくのは不安だという保護者の切実な要望を受け、定員を超える児童をお預かりしている状況から、現在、斑鳩学童保育室、東学童保育室では、ガイドライン適正規模を超えている状況にございます。

○議長（中川靖広君） 12番、辻議員。

○12番（辻 善次君） 次に、厚生労働省は、平成22年度から70人以上の施設の補助金を廃止することで施設の分割を図るとの記事がありますが、この記事の方針で進んでいるのでしょうか、お尋ねします。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 子どもを取り巻く環境の変化、家庭や地域の子育て機能・教育力の低下が指摘されております中、放課後の子どもたちの安全で健やかな活動場の確保を図る必要があることから、文部科学省及び厚生労働省において、両省の連携

のもと、総合的な放課後児童対策を推進するため、放課後子どもプラン推進事業実施要項が平成19年4月に定められました。

この要綱において、71人以上の大規模クラブについては、平成22年度から国庫補助の対象外とされることが示されております。

このことことから、斑鳩学童保育室と東学童保育室におきましては、既存施設の増改築を含めて平成21年度に向けて、現在、調査検討をしているところでございます。

○議長（中川靖広君） 12番、辻議員。

○12番（辻 善次君） 今現在、先ほどの答弁でもありましたように、20年5月1日現在で、斑鳩学童保育室で133名、東学童保育室で77名、西学童保育室では39名ということでございますけども、2学童保育室で70人以上を超えております。平成20年度から70人以上の施設の補助金を廃止するというところでございますけども、本町の対応についてお尋ねします。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 今、質問者もおっしゃいましたように、斑鳩学童保育室、東学童保育室では70名を超えている状況でございます。平成21年度分割等適正規模への整備がそのため必要であると考えているところでございます。現在、斑鳩小学校、東小学校において余裕教室等がないという状況にありますことから、斑鳩学童保育室、東学童保育室において、既存施設の整備、新設・改築等を含めまして平成21年度に向け検討課題としている状況でございます。

児童が安全に快適に放課後を過ごせるよう、国のガイドラインに沿って大規模学童保育室の改善に努めてまいりたいと考えており、さきにお答えをいたしましたように、増改築を含めて現在調査研究中ということで、よろしくお願いをしたいと思います。

また、現在、教育委員会でも放課後子ども教室を進めているところから、教育委員会とも連携をとりながら、放課後児童の健全育成事業の実施に努めてまいりたいと、このように考えております。

○議長（中川靖広君） 12番、辻議員。

○12番（辻 善次君） 今、ご答弁にありましたように、既存の施設の整備とか新築・改築等を含んで検討をしていただいておりますということでございます。これもかなり費用がかかるということもありますけども、今後、放課後子ども教室との連絡も十分とりながら、これは教育委員会の管轄になりますけども、費用対効果も見据えて、子どもたち

が安全に楽しく放課後を過ごせますように、学童保育の運営に努められるよう要望し、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 以上で、12番、辻議員の一般質問は終わりました。

午前10時20分まで休憩いたします。

（午前10時02分 休憩）

（午前10時20分 再開）

○議長（中川靖広君） 再開いたします。

次に、8番、西谷議員の一般質問をお受けいたします。8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） それでは、通告に従い一般質問をいたします。

まず最初に、新聞にも大きく取り上げられたアスベストの健康被害についてであります。

先日の朝日新聞の6月5日の奈良版の中で、竜田工業、あるいはニチアス王寺工場の石綿被害について記事を書いておりますが、その中で竜田工業近くに住む自営業者の男性71歳は、以前受けた健康診断で、夫婦そろって胸膜プラークが見つかったと。これまでに石綿に触れる仕事をしたことはない。かつて、夏の夕暮れになると、工場近くでキラキラ光る物体が宙を舞っているのを覚えている。あれが石綿だったのかと思うという記事がありまして、私も幼いころに同じような光景を見て、ショックを受けた一人であります。

そこで、まず最初に、このアスベスト健康被害の調査対象区域と調査対象者数についてお答えください。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 竜田工業におけます健康被害調査は、平成17年度から元従業員や現従業員、そのご家族、関連会社、周辺の住民等対象に健康診断を実施されております。

この健診につきましては、竜田工業から半径400メートル以内に居住されておられます方や、周辺の22自治会に対しまして、健診の受診勧奨のチラシを配布されており、平成20年5月30日現在で近隣住民の方の受診者数は、203名の方が健康診断を受けておられる状況でございます。

このような状況の中、また奈良県におきましては、平成19年度から3年間の事業と

いたしまして、石綿ばく露健康リスク調査を環境省から委託を受け、職業以外の原因で石綿を吸い込んだ可能性のあった方で、原則として平成元年まで奈良県にお住まいをされ、かつ現在も奈良県に居住の方を対象に、昨年8月から12月までの5カ月間、県内におきましてこのリスク調査を実施されたところでございます。

この調査の結果につきましては、奈良県が今月の4日に公表をされたところでございまして、今回のリスク調査では358名の方が受診をされており、うち斑鳩町の方は142名、男性77名、女性65名がこのリスク調査を受診されているところでございます。

以上でございます。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） それでは、次に、アスベスト被害認定者数と、これは斑鳩町内の分なんですけど、被害者の認定者数と被害者の年齢、あるいはその住んでおられる区域についてお答えください。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 石綿健康被害救済制度に基づくアスベストの被害者認定数でありますけども、これは全国で、平成20年5月22日現在の数字でございまして、3,520名の方が認定をされております。また、奈良県においては75名の方が認定されておりますが、斑鳩町内の方の人数や、そして年齢、その区域についての具体的な公表はされておらずで、町としては今現在把握をすることは困難な状況でございまして。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） その公表をされてないという理由についてとか、わかるんでしょうか。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） この調査につきましては、竜田工業さんなりがされているところでございます。また、国の方の認定を受けておられる状況でございまして、個人的な情報ということで町の方には教えてもらっていない、こういう状況でございまして。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 今、部長が個人的情報とか、こうおっしゃられるんですが、実際これ朝日新聞奈良版に、ニチアスの王寺工場の中で、500メートル、1キロ、あるいは

は1, 500メートルということで同心円で書かれているんですが、先ほどは400メートルということでおっしゃいましたが、実際斑鳩町の風というのは、どっちかというと西風が多い、あるいは北西の風という形の中であつたら、400メートルとか、画一的な事務的な部分ではなくて、相当やっぱり、私自身は円やのうてかなり楕円形になっているんじゃないかなという、そういうことを素朴に思うんですが、それと実際にこれまでの調査の中では、尼崎で周辺の人が1割そういう状況にあつたということを考えますと、町の住民の皆さんの健康を担保するためには、やはり個人情報とかという観点ではなくて、斑鳩町の住民の健康を守るという意味で、やはり竜田工業なり県へ出向いて実際の斑鳩町の状況を知る、そしてより多くの方々にやっぱり健診をしていただくようなそういう施策は当然必要ではないかなと思うんですが、その辺についてはどうでしょうか。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 斑鳩町としましても、住民皆様の健康に関することでございますので、このアスベストの関係につきましては、健康増進の観点から、国もしくは県とも連携をとりまして、住民の皆様には健康被害の健診の受診について受診勧奨をしていきたいと、このように思っております。

昨年も、県のこのリスク調査につきましては、町といたしましては、町内の方に全戸配布でチラシを配布する、それから町の保健センターにおきまして相談コーナーを県が設置をされました時にもご協力をさせていただいておりますし、また2回目の町内の住民の方へのこの健康被害に対しての啓発のチラシも配らせていただいております。

こういった中で、町といたしましては、町の住民全体の健康増進の一つとしてとらえて、これからもこのアスベスト健康被害の対応についても行ってまいりたい、このように考えております。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 私は、出来るだけ町民の皆さんがやっぱり健診を受けていただくようなそういうPRをする中では、やはり具体的な町の実態を住民の方々に知ってもらうことが一番ではないかなと思いますので、ぜひとも町の方で、斑鳩町の実態をまず行政がやっぱり把握していただくよう、そしてそれをもとに住民に啓発していただくことを要望いたしまして、次の質問に移ります。

次は、斑鳩町環境保全条例についてであります。

この条例は、すべての町民が健康で文化的な生活を営む上で、良好な環境を確保する

ことを目的にされています。そして、条例の中で、第4条に、町長は良好な環境を確保するため、公園、緑地、道路、下水道、河川等の環境施設の総合的整備に努めなければならないとあります。また、第29条には、空き地の所有者は、その空き地に繁茂する雑草、枯草、または投棄された廃棄物を除去すると共に、廃棄物の不法投棄を防止する措置を講じる等、周辺的生活環境を損なわないよう適正に管理しなければならない。また、2項には、町長は、空き地の所有者等が前項に定める空き地等の管理を怠ることにより、周辺的生活環境が損なわれていると認める時は、当該所有者に対して必要な措置をとるよう指導することが出来るとあります。つまり、この条例は、住民が住みやすい環境を担保する目的でつくられたものであり、町が積極的にその土地の所有者に働きかけることが出来るという条例であります。

しかしながら、住民の皆さんからは、空き地や河川、通学路等の草が生い茂り困っている等の苦情を多く聞きます。先日も、アグリア服部自治会から、県の管理であるイツボ川の土手の草が生い茂り困っているのを刈り取ってほしいとの要望書を町へ提出され、6月1日のクリーンキャンペーンの折に、県と町の職員に刈っていただいたと喜んでおりましたが、とりあえず今回だけという町の回答に不安を持っておられます。

私は、住宅地に隣接する河川の土手や通学路等は、最低でも年2回程度の草刈りは必要だと考えます。当然、来年度以降も、斑鳩町環境保全条例に基づき、クリーンキャンペーンの時期に通学路等の草刈り同様に、町は河川の管理者である県と共に草刈りをさせていただけると考えますが、町の見解をお聞かせください。

○議長（中川靖広君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 今、西谷議員のおっしゃるように、環境保全条例等色々と町長はこういうことをしなければいけないということがございます。

私は、今、アグリアから要望が上がった。私はやっぱりこういう美化キャンペーン、6月1日にさせていただく。そこで、自治会と自治会長さんが、忙しいから代理の方に連絡してくれと。それで、担当者にも連絡をさしてですね、県は2回ということだけでも、県が2回刈れない。そういう現状から、やっぱり町としても、職員も出て、環境の関係から、都市整備課、各課から2名ずつ出てくれということで要請して、また地元にも、出来る限り地元の方もやっぱり何人か出ていただいたらどうかという話もさせていただいた。しかし、自治会からは出られないということでございましたし、何も1回で終わるとかそういうことじゃなしに、やっぱり自治会の方々も、それはフェンスはして

ますものの、その周辺の草ですから、やっぱり川という川を美しくしていこう、きれいにしていこうという、やっぱり共生という一つの目的があります。

そういうことも踏まえて、なぜ、今、日本の国の河川が汚れてきたか。そういうことは、やっぱり昔は大和川でも富雄川でもどこでも水遊びをしながらシジミがとれたという環境があったわけです。それが、だんだんと川に近寄らない、そういう態勢になってきた。どうしても川の水をきれいにしていこうという機運が盛り上がらない。その一番原因はといいますと、やっぱり家庭の雑排水が問題であるということであろうと思います。

そういうことを踏まえて、みんながそういう気持ちになっていかなかったら、草が生えたから誰か刈るだろうと。これは県の河川だから、県は2回刈ったらそんでええということにはなかなか相ならんというところで、私はやっぱりそういう気持ちで、自治会の方々に、出来るだけそういう点では、これらもそういうこともご協力をいただく中で、やっぱり斑鳩町全域から皆さん方クリーンキャンペーンに出ているわけですから、そういうことも踏まえて、やっぱり地域の方々は地域を守っていこうという姿勢を示してほしいということを申し上げたわけでございます。1回だけで終わるとか、そういうことじゃなしに、やっぱりそういうことの機運を盛り上げていくことが私は一番大事であろうと思っております。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 私は、住民の皆さんが自分たちの住んでおられる例えば公園とかそういう部分について、自分たちの住んでいるところの公園について草刈りとかされる。あるいは、クリーンキャンペーンで、この前も三代川愛護会の方が草刈り機を持って三代川の草刈りをされる。そういうことの中で、ボランティアとしてはされております。

ただ、私が言いたいのは、環境保全条例の中で、明確にそういう責任、あるいは指導ということが条例で定められているわけでありますから、当然町としてはすべきやないのかなというふうに思います。

それは、みんなが使う公園とか、あるいは運動場とかというのと河川というのは私は別でありまして、当然河川についてはその管理者がいてるわけで、基本的にその管理者がしなければならないし、実際に草刈りといいましても、我々のように例えば農家で草刈り機を持っている者にとったらごくごく簡単に出来ることであっても、実際にそういうことに従事されてない方々にとってはなかなかそういうのは無理やし、そういうこと

を望む方が、私はもっと違うボランティアの方法があるのやないかなというふうに思うわけです。

実際に聞くとところによりますと、アグリア服部自治会の方は、昨年自治会の費用5万円を出してイツボ川の草刈りをされております。なぜ住民が5万円も費用を負担してですよ、県の河川の土手を刈らないかんのか、そういうことを考えますと、やっぱりこの程度のことはクリーンキャンペーンの中で、通学路を町の方で草刈りをする、そのついでに別にその部分をしたからいうて、決してそれだけの負担をかけるようなことにはならへんの違うかなと思うんですが、どうでしょうかね。

○議長（中川靖広君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 何か西谷議員さんは、それはアグリア服部から聞かれたのかどうか分かりません。私の方の要望というのは、やっぱり出てきた中で、職員とも十分、都市整備の部長、あるいはまた課長とも相談申し上げて、出来得ればやっぱりそういうことも地元とこうしてほしいと。

ただ、1回刈ったから5万円払うたとか、そんなことは一遍も書いておられませんし、今、西谷議員から初めて聞かせていただくことであって、私はやっぱり、我々が出来なかったら町でもやってほしいということでしたら、我々としてはクリーンキャンペーンという一つの日があるから、そういうことで協議をしたら、やっぱり各課2名ずつ出ただいて、町の職員ばっかしでございますから、県は草刈り機を貸していただいただけであって、県は何も来てませんし、うちの職員6名がああ現地を、県から借りた機械と、そしてまた後は鎌で刈ったと。鎌で刈った職員は、鎌に手が挟まって怪我をしたという状況もございますから、そういうことを踏まえる中で、やっぱり皆さん方一生懸命やっているわけですから、そういうことも、ただそう聞かされただけであって、私も現地へ行ったわけです。現場へ行ってやっぱり職員のとこも見させていただいて、クリーンキャンペーンですから回らしていただいて、そういう環境というものもどうでしょうか。中には、やっぱり窓側からアグリアの方見ておられるから、頭下げてえらいすみませんなという話もしておられましたけども、やっぱりそういう環境というのはつくっていくというのは大事であろうと思います。

やっぱりそういう話を聞かせていただいたら、我々も何で、県へ5万円払うたということも、その文書には全くそういうことは書いてませんし、ただそういうことの中で、私の方の清水部長、あるいはまた加藤課長とか相談申し上げたら、いや、もう我々やり

ましたということでやっていただいたということでございます。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 町長が全くそういうことを知らなかったということなんですが、実際に実情としてはそういうことで、それでいみじくも町長おっしゃいましたが、役場の職員であっても、普段草刈りもしたことの無いような人が鎌持ったらそういうことになるんやというのはあると思う。

実際に私はクリーンキャンペーンの中で、単にごみ拾うという部分やのうて、実際にはその中で、草刈り機とかそういうのを持っておられる方はそういうのを持ってきてもらうて、通学路とか普段繁っているところには、そういう機会を通じて、通学路や、あるいは河川の清掃をその時一緒にしてもらったらええと思うんですよ。

それでも、毎年クリーンキャンペーンやりますけど、なかなかごみの落ちてないようなところを目を皿のようにしてごみを探さんならん。そういうところをしてて、ちょっとやっぱりそんな意味ないん違うかな。もうちょっとやっぱり、あっ、きれいになったなというそういうのを実感出来る、やっぱりそういう活動て私は必要やないのかな。そしたらまた次行こかということになるんですが、たばこの吸い殻拾うた、あるいはビニールを拾うた。それも、ある程度ごみいっぱいにしてしようと思ったら、なかなかあっちこっち行って探さんなんみたいな状態やのうて、そろそろ、今、やっているクリーンキャンペーンそのものの考え方、あるいは清掃の仕方そのものを根本的に変えてもらいまして、こういう問題、あるいは通学路のそういうなかなかPTAから要望があっても、予算の関係等で出来へんような地域については、そういう時期に、そういう機会にぜひやってもらいたいということをお願いしておきまして、次の質問に移りたいと思います。

次は、3番目なんですが、公共下水道に伴うし尿汲み取り業者への補償について質問いたします。

この件につきましては、前回の一般質問でも、建設水道委員会でもいたしました、私が調べれば調べるほど疑問が起きてきます。そこで、これまでの経過を踏まえ、・から・の質問に簡潔にお答えください。

①つ目は、し尿汲み取り件数と浄化槽、公共下水道の割合についてであります。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 平成20年3月末現在で、1万662世帯のうち、公共下水道への接続世帯が1,654世帯で、約15.5%、浄化槽世帯が8,149世帯

で約76.4%、し尿汲み取り世帯が859世帯で約8.1%となっております。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 以前、私がこの数字をいただいた時には、公共下水道の部分が若干数字が低かったように思います。そこで、その説明については、担当課長から、以前の数字は公共ますの数字だけでして、今回は、アパートとかマンションとかになりますと、公共ますは一つなんやけども、それを利用される方の分がふえてるんだということで説明を受けたんですが、それでいいのかどうかと、それと実際にその数字は、そしてたら差ですね、それは幾つなのか、ちょっと教えていただけますか。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 前は、1,520件ということで公共下水道の件数を申し上げておりました。その差が134件でございます。これにつきましては、例えば集合住宅などにおきましては、その公共下水道のますが1件とカウントされますが、そこに住んでおられる方については、10世帯なり20世帯の方がおられるということで、今回その世帯数を、下水道を利用されている世帯数を数字にあらわさせていただきました。その差でございます。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 今の134というのはわかったんですが、ということは、残りの1,520分については、下水道の負担金10万円を払われた方。その134というのは、1個の公共ますの部分を件数割で払われた、あるいはアパートなんかですと、家主が払いますから、全く10万円を払っておらなかったということで解釈しておきたいと思えます。

それで、実際にこういう数字の中で、10万円の分については、多少町が申されている部分と現実の問題と非常に差があるわけですが、これはこれまでも何回も言いましたんで、その件についてはおいとしまして、次に・番目のし尿汲み取りを清水環境開発だけに町は委託してるんですが、この清水環境開発だけに、その1社に毎年ずっと委託する、その理由についてお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） し尿汲み取りの業務を清水環境開発だけに委託する理由でございますが、これにつきましては、歴史的背景ございますので、少し長く答弁になります。

廃棄物につきましては、昭和29年に全国の市町村に廃棄物処理を義務づけた清掃法が施行されましたが、農村地帯では自家処理が主流であり、当町におきましても、廃棄物を収集処理するというほどの発生ではなかったと思われまます。

その後、農家以外の住民の方も増加してまいりまして、昭和30年ごろには、それまで町外でし尿収集運搬業を営んでおられました清水組、これが今の清水環境開発の一番最初の組織なんですけども、この清水組が企業活動として斑鳩町内でもし尿処理の収集運搬業を始められたと、昭和30年ごろから収集運搬業を始められたというふうに聞いております。

また、その後、高度経済成長期に入りまして、ごみの量等が増大をし始めましたために、昭和45年に一般廃棄物と産業廃棄物の処理責任の明確化、また国、都道府県、市町村の事務所掌を明確化した廃掃法、いわゆる廃棄物の処理及び清掃に関する法律が施行をされております。これが昭和45年でございます。（「部長、簡単に。要は、何であっただけにしてんのかだけにしてください、もう歴史は結構ですから」と述ぶ）だから、その歴史を申し上げませんと、ちょっとそこまでいけませんので。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） もう少し端的に、すみません、お願いします。

○議長（中川靖広君） 芳村副町長。

○副町長（芳村 是君） なぜ有限会社清水環境開発に委託したのかと、こういう質問でございますけども、斑鳩町のし尿等の適正処理に関する条例がございます。これの8条に、収集運搬及び手数料徴収事務の委託というのがございます。これは、質問者も内容をご存じやと思うんです。この8条に基づいて、町は直営でしなければならないということを義務づけておる。しかし、町は当時直営することが非常に難しかったという経緯があります。そういう経緯を聞いております。

したがって、し尿の汲み取りについては、有限会社清水環境開発に委託し今日まで来ておると、こういうことでございます。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） わかりました。

それでは、次に、そのし尿汲み取り委託料の推移についてお尋ねしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） それでは、この報告につきましては、文書保存の関係か

ら、平成9年度以降の推移ということでご報告をさせていただきます。

まず、平成9年度及び10年度は、3,670万円でございます。次に、平成11年度は3,600万円でございます。次に、平成12年度では3,500万円で契約しております。平成13、14年度は、それぞれ3,450万円でございます。平成15年度、16年度では、それぞれ3,400万円、平成17年度、18年度では3,350万円、平成19年度では3,300万円の委託料でございます。なお、平成20年度につきましては、3,100万円で契約をしているところでございます。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 今、平成11年度からこれまでの委託料の推移についてお伺いしたわけですが、それではし尿汲み取りの委託について、委託料の積算根拠を示してください。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） この委託料につきましては、平成18年の収集件数がございしますが、これをもとに割っております。それで単価を算出しております。今現在の単価が約2,400円となっております。これにその件数を掛けて委託料を算出しております。なお、委託料の算出の際に、事務費としまして、固定経費としまして200万円を加算をしております。

以上でございます。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） それでは、今の部長の説明ですと、1件当たり2,400円掛ける件数。これは、1件当たりの件数、それとも1年間の延べ件数なんですかね。で、プラス固定経費で200万ということですか。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 延べ件数でございます。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） それでは、次に、今年度から公共下水道事業の推進によりし尿汲み取り業者の事業収入が減り、その補償として清水環境開発に町のごみ収集を委託されているわけですが、その経緯と補償の考え方、今後の見通しについてお聞かせください。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） このし尿収集運搬委託業者であります、また浄化槽の汚

泥収集運搬許可業者であります有限会社清水環境開発には、本年4月1日から家庭ごみ収集の一部を委託しております。これにつきましては、平成18年の12月7日付で清水環境開発様より、合特法に基づき、下水道普及によります経営圧迫状況に対しまして代替業務の提供を求める要望書が出てきております。

この要望を受けまして、当業者の経営圧迫状況等を調査いたしました結果、平成20年度よりその代替業務といたしまして、合特法の精神に基づき、家庭ごみ収集の一部を提供したところでございます。

今後の見通しでございますけれども、当町では合特法の対象となります浄化槽汚泥収集運搬許可業者がもう1社ございますので、そちらの業者の要望も確認していく中で、今後は代替業務を提供していくことによりまして、経営の安定化を図り、し尿、浄化槽汚泥の収集運搬に支障を来さないようにしてまいりたいと、このように考えております。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 今、部長の答弁の中で、合特法と言われたんですが、合特法についてはちょっと後で聞くとして、まず18年に業者が事業収入が減ったということなんですが、一体何が減収したのかということをおかしいん違うかなと思うんです。というのは、今、言われたように、し尿汲み取りについては、毎年、斑鳩町が、先ほど言いました2,400円（単価）掛ける延べ件数プラス200万円ということで、当然、清水環境開発に払っておられるわけですね。

それで、浄化槽の汚泥の汲み取りについては、国見工業と清水環境開発さんで、これは自由競争して取られているわけですね。ほな、一体、その収入が減ったというのは、し尿汲み取り業務ではなくて、浄化槽の汚泥の汲み取り料、これは直接業者に入る分ですが、その分が減ったということしかないわけですね。そしたら、これは2社で競争して、その結果減ったんだということにはならないんですかね。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） し尿の収集、汲み取り件数が減ってまいります。これにつきましては、その業者さん、清水環境開発さんにおきましても、それまで多かった時の先行投資といいますか、機械、こういったものを先にお買っておられます。その機械がまず余ってくる。こういったことに対しても、補償をしなければならない。補償といいますか、その合特法に対する援助をしなければならないというふうの一つは考えております。

それと、おっしゃいますように、浄化槽の点検等によります許可に値します部分の減少でございます。公共下水道が接続されることによってその業務も減少し、この浄化槽の汚泥の汲み取り等につきましては許可でございますので、清水環境開発さんの方で収入がある。そして、国見工業さんにおきましても独自で収入を得られている。その収入で経営をやっておられますが、これも件数が減ってきていると、こういった中での対応でございます。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 今、部長言われましたが、先行投資しているといっても、実際には平成3年からもう下水道事業が始まるということは当然業者の方にもわかっている。そういう中で、当然そういう見通しの中で、清水環境開発さんも、要は下水道事業についての業者のそういう職種を広げられております。そういう中では、なかなか今の部長の答弁というのは、説得力に欠けるんじゃないかなというふうに思います。

そこで、それでは次に、町が合特法に基づいてと主張されている、ずっとこれは一貫してされているんですが、今の下水道の事業に伴う減少に伴うて町が補償するということをおっしゃるんですが、補償することが出来るというのは合特法、実際には合特法というのは何のことかと思われる方もおられると思いますんで、正式に言いますと、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法というのを略して合特法というんですが、この合特法の第何条の条文に町が補償出来るというのを書いているんですかね。

○議長（中川靖広君） 芳村副町長。

○副町長（芳村 是君） これまで西谷議員の質問には答えてまいりましたが、我々といたしましては、先ほどもおっしゃいましたように、下水道の整備に伴う一般廃棄物処理業等合理化に関する特別措置法と、この法律に基づいて代替業務を有限会社清水環境開発に委託したと、こういうことでございます。

もちろん、先ほども言ってますように、浄化槽の清掃、そして汚泥の運搬、これは下水道の普及によって少なくなってくるわけです。そうすれば、当然この浄化槽の処理、清掃、汚泥の運搬を許可した斑鳩町は、そのことに対して、その業務の支障を来すことに対して何らかの補償をしなければならないと、こういうことは合特法で定められているわけです。

当然、町として、この合特法で代替業務を有限会社清水環境開発に委託したのは、

当然この法律では、合理化事業計画を策定しなければならない、こういうことを書いているわけです。ただ、それはあくまでも多くの業者がいて、そして非常に浄化槽の汚泥の運搬、清掃が少なくなってきた時に色々もめごとが起こるとということに対しては、そういうような町村に対しては合理化事業計画を定めると、こういうことになってます。

斑鳩町としては、現在は2業者を許可しているわけです。その1業者に、この法律に基づいて代替業務をさせたということで、スムーズに現在進んでいると、こういうことでございますので、色々西谷議員としては疑問があると思うんですけども、我々はこれまで法律に基づいて説明をしてきたことを理解していただきたいと、このように思います。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 今、副町長から説明を受けましたし、その件については、今まで私自身も委員会なりで聞いている話でございます。

ところが、私自身もその合特法について色々勉強させていただきました。この合特法によれば、町が下水道の整備の見直し、し尿処理量の見直し等を参考にして、し尿処理業者の事業転換に関する計画も含めた5カ年程度の合理化事業計画を町が策定し、奈良県知事に申請。そして、知事が町の合理化計画が適切であると認め、承認されて初めて合特法に基づく事業をすることが出来るとあります。もちろん、承認に当たっては、環境省の技術的な助言、協議が必要であるということが書かれているんですが、町はいつ県知事の承認を受けられたのですか。

○議長（中川靖広君） 芳村副町長。

○副町長（芳村 是君） 今、西谷議員がおっしゃいましたように、先ほども私も申し上げております。合理化事業計画を県に提出して知事の許可を受けなければならない、これは確かに法律に規定をされておるわけです。しかし、この中において、受けなければならないですけど、受ける必要もないわけです。

そこで、私が先ほど説明いたしましたように、事業者数が少ない業者等に、これを代替業務さすについては、この合理化計画をする必要ないという我々は解釈した。もちろん、県の方にもそういう解釈でええかという問い合わせをしております。県の方もそれでよしと、こういうことになっておりますので、法律に背いて合理化計画を策定しないでやったということではございません。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 実際、今、副町長言われましたけど、ここ、私、手元に、全国の合理化事業計画策定市町村一覧表というのを持っています。この中では、大和高田市、檀原市、田原本町、広陵町、そして王寺町、葛城であります。実際に、転廃交付金の交付がないため告示なしという分もありますが、全部行われている分については、県の方で把握された分であるんですが、副町長は、しなければならぬやのうて、することが出来るやからせんでええということをおっしゃいましたが、それなら別に合特法もせんでもええん違うかなと、その理屈から言うたらですよ。

だから、結局やはり公金を使って一業者にちゃんと補償という形でするんですから、それはそれなりのちゃんとした根拠があって、手続を追うて初めて住民皆さんが納得、あるいは議員が納得するやないのかなと。今、言うように、これはあるけど、することが出来るやから、別に計画書出さんでええねん。それやったら、別に私はする必要ないん違うかなというのを素朴に思うわけです。

だから、実際にこの件については、僕も色んな方々に、こういう話についてどうですかという、みんな言われるのは、町がそういうことを、町の責任で業者が困って仕事が無くなった、そやから町がその補償せないかん。そしたら、国が景気対策やいうて公共事業いっぱいやって、それで小泉内閣になって急遽公共事業を減らして、そのために多くのゼネコン、あるいは土木業者が倒産した。その時に、国が全部そんな業者に補償したんかと。みんなそれぞれ業者は自分の責任で、生き残りをかけて一生懸命努力してんの違うのというのが住民の声ですし、私もまさにそう思います。

そういう面では、私はこの法律そのものも、もうやっぱり今の時代に合っていないような法律なんかな。本当にこういうことをまだやっていかなあかんのかなということについては、非常に疑問を覚えているわけでございます。

このことにつきましては、何回も副町長とやってますんで、これぐらいにして、次に移りたいと思います。

これは最後の分でございますが、4番目の公共下水道配管の接続ミスについて質問をいたします。

先日の建設水道常任委員会の中で、公共下水道の公共ますの接続ミスにより、1年間もし尿が垂れ流しされていたことが発覚いたしました。

町下水道条例によれば、住民の方が下水道を使用する時には、まず町が住民の公共ます設置の申請書に基づいて公費で公共ますを設置する。そして、公共ますが設置され

たら、次に町が認定した技術の優れた信頼される業者が住民の家庭の排水設備工事を行い、公共ますに接続し、その後町が検査をするというふうになっています。

このような流れの中で、なぜ今回のようなことが起きたのか、説明していただきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 谷口上下水道部長。

○上下水道部長（谷口裕司君） この件につきましては、平成20年5月21日に開催されました建設水道常任委員会の事前委員会におきましてもご報告させていただきました内容と重複いたしますが、経緯も含め再度ご説明をさせていただきたいと思います。

まず、平成20年5月19日に、雨水管に汚水が流入している旨の連絡を受け、現地を調査いたしました。そうしたところ、1軒の家屋から雨水管に汚水が流入していることを確認いたしました。

当該区域につきましては、平成7年度に公共下水道の整備、いわゆる公共下水道本管及び取り付け管、公共ますの設置工事を施工し完了している区域でございます。

この公共下水道の工事を施工いたしました時には、当該宅地と隣の宅地が1つの宅地で1軒の建物が建てられておりましたことから、公共ますを1カ所設置いたしておりました。その後、この建物が取り壊されることによりまして2つの宅地に分割し分譲されることになりましたが、この新築に伴う取り壊し及び建築工事の時に、町の公共ますが撤去されてしまったものと推測されます。

そして、新たに分譲されました後の平成15年度から、町では公共下水道の利用開始に向け1宅地ずつ現地調査を行い、公共ますの位置を確認するための下水道台帳作成業務を進めてまいりましたが、この作業を請け負った業者は、撤去されております公共ますのかわりに、建築業者がつくりました単に汚水ますと表示されましたますを町の公共ますと誤って確認し、下水道台帳に記載していたものでございます。

また、町におきましても、下水道工事の竣工図と照らし合わせ、下水道台帳に記載されました公共ますの位置が違うことを発見出来なかったこと、排水設備工事の検査時に、公共ますの蓋の形状が違っていることに気がつかなかったことも原因していると認識いたしております。

発覚いたしました後の処置といたしましては、翌日に雨水管から公共下水道管への切り換え工事を完了し、その翌日に既存の雨水管の清掃及び消毒作業を完了いたしております。

再発の防止策といたしまして、整備済みの下水道台帳の表示に錯誤がないか現地調査を行い、公共ますの位置を確認すると共に、下水道工事の竣工図と照らし合わせる作業を既に進めております。また、今後の排水設備の検査の時には、公共ますの形状及び設置の状況の徹底した確認を行ってまいりたいと考えております。

今回の件につきましては、地域の皆様方に多大なるご迷惑をおかけいたしました。今後このようなことが二度と起こらないよう再発防止に努めてまいるところでございます。

以上です。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） この説明も委員会で私は受けたんですが、どうも納得出来ないという部分があります。それは、平成7年に公共ますつけたと。ところが、次の事業者がそれを撤去して、今度は公共ますの台帳を作成する業者が、汚水ますを公共ますやということで間違えて記載したんやと。それで、町の職員が、また検査の時に公共ますの形状がわからなかったというんですが、こんなことあると思いますか。公共ます見てくださいよ、ちゃんと斑鳩町のハトのマーク入っているやないですか。住民の方、つなげへんでも公共ますつけはった人は全部、主婦の方でも言うたら差別いか馬鹿にしたことになりますけど、私でもちゃんとそんなんわかりますやん。ハトのマークの入った蓋がついている、これは公共ます。

下水道条例によれば、公共ますをつけて、そこからスタートですやん。町が公共ますをつけて、そこから排水設備をつなぐ。当然その時には、その住民の方やのうて、手続については、町の認定した技術の優れた信頼される業者がその手続を行うわけですよ。そうでしょう。ところがですよ、今の話しを聞いていますと、そしたら、当然排水設備を申請する時には、業者が、この優秀な業者が、公共ますはここです、家の配管はこうですよという図面を出して下水道課へ申請するんですよ。

ということはその時点で、部長は3月の時に、住民がお金を出して自費です排水設備工事について、なぜ町が枠をはめて、この人だけ、この業者しかあかんということをしなあかんねんと言うたら、いや、それは技術的に優れて信頼される業者やからです、何か起こった時には町が責任を持ちますということも3月議会に言われてます。

ところが、今の説明を聞いてますと、全く部長が言われた、技術の優れた信頼された業者は、公共ますと汚水ますの区別さえつかなかったということになるんですが、違い

ますか。

○議長（中川靖広君） 谷口上下水道部長。

○上下水道部長（谷口裕司君） 指定工事店につきましては、公共ますであるかどうかの確認、またはその設置場所の確認につきましては、十分町に対してございました。そして、先ほども説明いたしましたけども、現実に誤認して台帳に表記した。それも含めまして、町の職員がその現地を確認せんままその業者に指導したということが一因しているわけでございます。

そして、今後、工事店からの問い合わせや相談等につきましては、台帳のデータのみならず、現地の形状、そして現況も含めて相互に確認する体制を充実させていきたいと、そのように考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） いや、私は、今の部長の答弁については到底納得出来ません。というのは、要は技術者というのは、少なくとも下水道のプロなわけですよ。そして、当然斑鳩町の下水道条例に基づいて、条例の中でもちゃんと公共ますはこんな形やと明記してますやん。そうでしょう。それにもかかわらずですよ、普通の汚水ますと公共ますの区別がつかない。としたら、別に住民が自分でお金を出して工事をするのに、町が言うてるその町の認定業者じゃなくても何ら変わりはないし、今まで部長が言われた分が全部今回のことで裏切られた結果になるんじゃないですかね。

それでは、こういうことでされましたが、当然今は、下水道条例に基づいてこの方のところへは公共ますはついているわけですね。

○議長（中川靖広君） 谷口上下水道部長。

○上下水道部長（谷口裕司君） 先ほど説明させていただきました中にもございましたが、その事件、発覚した段階で、翌日切り替え工事は完了いたしております。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 切り替え工事はされてる。町の下水道条例によったら、まず敷地に町が公費で公共ますをつけて、そしてそこへ排水設備管をつなぐ、これ基本ですよ。最初の時には、それは業者が撤去したからわからなかった、で、違う汚水管へつないだんやと。でも、わかったら今度はちゃんと、町が改めて公共ますを設置してつなぐというのが本来の姿やないんですか。もし公共ますを設置してないとしたら、明らかに下水道条例にも違反するし、こういうことがあったら、また同じようなことが起こるんじゃ

ないんですか。公共ますというマークもないままに、単に下水道本管へつなぐわけですよ。違いますか。

○議長（中川靖広君） 谷口上下水道部長。

○上下水道部長（谷口裕司君） 現在設置しておりますそのますにつきましては、我々町が使用しております公共ますと同種同類、構造は同じでございます。そして、現在の蓋のマーク有無につきましては、蓋を、今、発注しております。ハトのマーク入っている、町章の入った蓋を発注しておりますので、入荷次第交換する予定でございます。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） それでは、これまで実際には接続された、あるいはバキュームカーによって汚泥を清掃された、あるいは消毒された、この費用というのはどのぐらいかかっているんですか。

○議長（中川靖広君） 谷口上下水道部長。

○上下水道部長（谷口裕司君） 実際概算で積算いたしますと、約50～60万程度だと認識はしておりますが、これは業者と申しますか請負調査業者ですね、調査業者と協議を進めた結果、調査業者の方がご負担するという結論をいただいております。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） それを聞いて多少なりとも安心はしたんですが、ただ、やはり町の今の一連の中で、普通にやりとりしてたら、この事件が起きてから周辺の住民の方も、こんな別に町が認定したからいうて何ら信頼おけへんやんかと、自分らが金出すんやったら、もうそんな自分らの業者に、知り合いに任してよというのがやっぱり住民の声やと思うんです。もうぼちぼちこんな枠外したらどうですか。

○議長（中川靖広君） 谷口上下水道部長。

○上下水道部長（谷口裕司君） 今、西谷議員おっしゃっている内容につきましては、工事店の指定制度の問題でございます。やはり、我々といたしましては、指定工事店は技術的な、今までも説明しておりますとおりのことでございます。やはり、我々の管理のもとで、こういった行動、業務を執行していただいている状況でございます。そうしたことから、今回のような迅速な対応をしていただけたというのもご理解いただきたいと思っております。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） あのね、ほんまに、民間の普通の会社であっても、ミスが起こっ

たらずぐ対応するのは当たり前の話です。それと、部長は多分ご存じやと思うんですが、この実際に何の罪もない、町が認定した業者にお金を払って排水設備工事を頼まれてされた方が、自分とこからし尿が1年間も出てたということで、周囲の住民の方に平謝りで回っておられるという話を聞きました。

そこで、実際にそしたらそのした業者とか町は、その自治会に対して、そういうことを、住民の皆さんが謝罪されたようなことをされてフォローされたんですか。

○議長（中川靖広君） 谷口上下水道部長。

○上下水道部長（谷口裕司君） くどいようですけども、この件につきましては、指定工事店の問題ではなく我々の誤認がまず重大な原因であったということでご理解いただきたいと思います。

そして、各作業が終わりましたら、周辺の住民さんにも声をかけさせていただきました。また、当該住民さんにも声をかけさせていただきまして、自治会長さんにも声をかけたというようなことで、処理はさせていただいております。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 実際、住民の方からしたら、非常に申しわけなかったということで、住民の方が申しわけないような形で言われるんですが、私はその話を聞いて、決して住民の方に責任があるんやのうて、あくまでも町と業者やと。住民の皆さんがそんな恐縮して、そない周辺の方々に謝ってまわらんなんて、そんなことではないん違うかなと私は思います。

だから、私はこういう件というのは、これ平成7年ぐらいに公共ますはついているわけですが、よそでもこういうことは多分に起こり得ると思うんです。そういう中では、やはりこういうことが起こったと、皆さんの周辺の中で、ちょっと臭気がするとかおかしいん違うかと、そんなことはありませんかということは、広報を通じてすべきやと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（中川靖広君） 芳村副町長。

○副町長（芳村 是君） 時間が済んでおりますけども、我々としては、この件に対しては非常に申しわけなかった、今後このような事故が起こらないよう徹底した管理に努めてまいりたいと、このように思います。

○議長（中川靖広君） 以上で、8番、西谷議員の一般質問は終わりました。

午後1時まで休憩いたします。

(午前 11時20分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○議長（中川靖広君） 再開いたします。

続いて、5番、伴議員の一般質問をお受けいたします。5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） これから一般質問を始めさせていただきます。

現在、国や地方公共団体は、行財政において大きな転換期を迎えていると感じております。これまで、地方自治体は、国庫支出金や地方交付税をはじめとした財政支援をもとに行政サービスを展開することが出来ました。しかし、今や国や地方公共団体は、増大する債務、少子高齢化の進展、交付金の見直しといった流れがさらに加速することは間違いない状況になっていると考えられます。

我々斑鳩町にとっても、地方分権等に伴い業務が増大していく中で、住民への新たな負担を求めることなく、これまでどおりの行政運営、及びしっかりとした住民サービスの提供が出来るのかといった問題に直面していると思っておりますが、人件費の抑制に伴う職員数の削減、適正な定数管理ということについてどのようにお考えになられているのか、お伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 質問者がおっしゃいますように、今後も予想されます厳しい財政状況のもと、少子高齢化や地方分権、三位一体の改革の進展、あるいは多様化、高度化する住民ニーズに効果的、効率的にこたえていくためには、簡素で効率的な行政、すなわち行政コストを削減することです。そのためには、抜本的な行政改革が必要であるというのが、地方公共団体の共通の認識となっているところでございます。

特に、行政コストの削減におけます最大の効果が見込まれる人件費につきましては、いかに職員数を抑え人件費を抑制、削減していくかが重要な課題となっております。最少の職員数で最大の効果を上げることを念頭に、職員の適正配置等によりまして貴重な人材を生かし、少数精鋭による行財政運営を推進していくことが求められているところでございます。

人件費の抑制に伴う職員数の削減、適正な定員管理ということについてであります。本町の職員数は、職員採用の抑制や民間委託の推進などにより、全国の類似団体と比較いたしますと、平成18年4月1日現在におきまして、普通会計におきます職員数でマ

イナスの15.7%となっておりまして、少ない状況となっております。また、職員1人に係る業務量の増加を補い適正な行政運営を維持するため、正規職員でなくとも臨時職員で対応が可能と考えられる業務などは、臨時職員を雇用し対処しているところがございます。

しかしながら、将来にわたります本町の財政健全化を図り、また維持していくためには、さらに簡素で効果的な行政運営を進めていく必要がございます。組織を、最少の人員で最大の効果を上げられるような仕組みにするため、時代の変化に即した事務事業、組織・機構の見直しを常に行いながら、民間への委託や指定管理者制度の活用が適当である事務事業や施設管理につきましては、積極的に民間委託の推進を行い、職員一人ひとりがみずから考えて行動すると共に、コスト意識、スピード意識、改革意識の高い職員を育成する人材育成を行いながら、地域ぐるみで公共サービスを維持していく住民と行政の協働などの方策をさらに進めながら、職員数についても少数精鋭を基本といたしまして行財政運営を進めてまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） ご答弁いただきましたように、行財政改革の取り組みとして、財政難をしのぐために、行政コストの削減における最大の効果が見込まれる人件費の抑制のための職員数の削減については、私も理解することが出来ます。

しかしながら、職員の数が削減されることにより、一人当たりの業務が増大し、行政サービスが適正に行われなくなるかもしれないということが起こり得るのではないのでしょうか。また、これからの斑鳩町を支える若い職員の採用を極端に抑えていくということについては、斑鳩町の将来を考える時、本当に不安になります。

そこで、今後5年間の採用計画について、斑鳩町はどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） まず、斑鳩町の職員数についてでございます。平成20年4月1日現在の特別職、保育園、衛生処理場、上下水道部、学校等の出先機関の職員を除いた本庁内の一般事務職員の実職員数につきましては、120人であります。平成16年4月1日現在の136人より大幅な16人の減員となっております。

現在、育児休業や病気の休職等の代替によります臨時職員7人を除きました一般事務の臨時職員として、別に3人を採用している状況でございます。

このような中におきまして、地方分権等の進展に伴い、今後さらに福祉や保健、医療への対応などの比重はますます大きくなっていくことが今後とも予想されることから、今後の定年退職者及び過去の定年前の早期退職者の状況を勘案しながら、現状の事務事業を執行していく上で、今後5年間での必要と考えます職員数を確保するために、毎年度数人程度の新規職員を採用していく必要があると考えられます。

質問者のご指摘のように、本町の将来を見据えた時、適正な職員数を確保していくことは最も重要な課題でございます。このようなことから、平成15年3月には、第2次斑鳩町定員適正化計画を策定し、平成15年度から平成19年度までの5年間を計画期間といたしまして、定員適正化を推進してまいりましたが、第2次定員適正化計画の終了に伴って、現在、新たに第3次定員適正化計画の策定に向け取り組んでいるところでございます。

第3次の定員適正化計画の策定に当たりましては、これまでの定員管理の取り組みを検証すると共に、全国の類似団体との各部門別職員数の比較や職員の年齢等のバランスにも十分配慮しながら、本町の将来を見据えた計画的な職員の採用、また今後の少数精鋭体制にふさわしい人材の確保に努めてまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） 現在、地方公共団体は、みずからの責任において、限られた財源で効率的に対応するため、公共サービスのあり方が問われておりますが、今後とも、高齢化社会の対応、住民サービス及び住民福祉の向上を目指した適正な職員数を確保していただけますようお願いいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

町の歳入増加策についてであります。

町が現在行われている町広報紙やコミュニティバスの広告収入の実態は、どのようになっているのでしょうか。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） まず、有料広告料収入についてでございます。

平成19年3月に、斑鳩町公共物等有料広告掲載取扱要綱と、その取り扱いを定めた町広報紙並びにコミュニティバスに係る広告掲載基準を策定いたしまして、その運用を開始したところでございます。

また、より利用していただきやすくするため、コミュニティバスでは、車内広告の掲載枚数や車外広告箇所の大拡大、町広報紙では、掲載期間を6カ月から3カ月に短縮する

などの見直しを図りながら、現在その運用を行っているところでございます。

平成19年度の有料広告料収入は、コミュニティバスにおいては、延べ4社1万5,120円、町の広報紙では、延べ5社44万2,000円、合わせまして45万7,120円の契約をいただいたところでございます。

平成20年度予算では、101万6,000円の歳入予算を計上いたしまして、現在までに、4月から6月の掲載期間として、コミュニティバスにおいては延べ1社3,780円、町広報紙では延べ6社21万4,000円、合わせまして21万7,780円の契約をいただいているところでございます。

○議長（中川靖広君） 5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） 今のお答えによりますと、本年度は昨年度に比べよい滑り出しだと思います。この調子で効果あるものにしていってください。

次の質問ですが、この広告掲載の基準について、どのようになっているのでしょうか。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 広告掲載の基準についてでございます。平成19年3月に制定いたしました斑鳩町公共物等有料広告掲載取扱要綱におきまして、広告掲載に関する基本的な考え方を定めております。

その基準についてでございます。掲載する広告につきましては、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、公共物等に掲載する広告にふさわしい信用性と信頼性を持つものに限るものとしておりまして、掲載しないものとしたしましては、景観等を損なうおそれのあるものや風俗営業に関するもの、またはこれに類するもの、公の秩序等に反するおそれのあるものとなっております。

次に、掲載する広告の優先順位についてでございます。広告出来るスペースが限られていることから、広告掲載希望者が複数おられる場合には、その優先順位を、公共団体、町内の事業所、それ以外の事業所と順位を定めております。また、同順位の方が2名以上おられる場合は、抽選によりまして決定することといたしております。

次に、広告掲載の審査でございます。副町長を会長、教育長を副会長、部長級を委員とする広告掲載審査会を設置いたしまして、公共物等に掲載する広告にふさわしいものであるかどうかの適否等を決定をいたしているところでございます。

最後に、広告主の責任といたしまして、広告の内容に関する一切の責任は、広告掲載の申込者が負うものとしておりまして、提出した版下原稿等は、町に帰属すること

となっております。

○議長（中川靖広君） 5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） 基準から、町内業者を優先しておられることがわかりました。これからも、斑鳩町の地域経済の活性化を促すように、よろしく願いいたします。

私は、歳入増加を考えるに、他の広報紙、そしてホームページのバナー広告など、まだまだアイデアを出すことが可能と考えるのですが、歳入増加のための新しい取り組みは考えておられるのでしょうか。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 現在運用をいたしております斑鳩町公共物等有料広告掲載取扱要綱につきましては、町広報紙やコミュニティバス以外の公共物等にも広告を掲載することが出来るよう、その制度の設計を行っているところでございます。刊行物におきましては、町広報紙のほか、観光ガイドマップや行政ハンドブックなどを発行いたしております。そうしたことから、今後、それぞれにおけます広告掲載につきまして、各主管課と共に実現可能性を検討をいたしてまいりたいと考えております。

また、刊行物以外への展開についてでございます。その課題等を整理してまいり、その上で、ご提案をいただきました町ホームページ広告、封筒など町の所有資産を対象を広げ、その可能性につきまして今後検討をしてまいりたいと考えております。

さらには、広告掲載以外の自主財源確保の取り組みにつきましては、現在実施しているインターネットを活用した公有財産の売却にも引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

最後になりますが、町予算におけます歳入のうち、町の裁量が及ぶ主なものは、町税、負担金、また手数料及び使用料等でございます。町税の収納増加のための滞納対策の強化、適正な受益者負担のあり方なども十分考えながら、総括的に歳入増加の確保に努めてまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） 町もみずから歳入をふやすように積極的に取り組まれることが、行政と住民が共に斑鳩町をよくすることを考えていけるように私は思います。今後とも、今までの枠にとらわれず自主財源確保に取り組んでいただきたいと要望いたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 以上で、5番、伴議員の一般質問は終わりました。

続いて、11番、飯高議員の一般質問をお受けいたします。11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） それでは、これより通告書に基づきまして一般質問をさせていただきます。

では、1番目の学校の耐震化の推進についてであります。さきの中国四川大地震では、学校倒壊で多くの児童生徒が生き埋めになり、死亡した教員、また生徒が、全犠牲者の1割を超える被害を出しました。学校施設は、子どもたちにとって、一日の多くを過ごす学習と生活の場であるだけでなく、災害時の地域の防災拠点、いわゆる避難所としての役割もあります。全国どこにあっても、大きな地震に見舞われる可能性がある日本にとって、耐震化の推進は、住民の生命にかかわる最重要課題であります。

こうした教訓に、このほど学校耐震化を加速させるため、地震防災対策特別措置法を改正、耐震補強工事事業の国庫補助率を、現行の2分の1から3分の2に引き上げると共に、あわせて地方財政措置も拡充し、学校耐震化事業に対する地方交付税措置を手厚くすることで、実質的に地方の財政負担は、現行の3割強から13.3%と半分以下に圧縮される方向で検討されております。

学校の耐震化が思うように進まなかった理由といたしまして、自治体の財政負担があり、今回、法改正でその地方の財政が大きく軽減される予定となっていることから、耐震化を加速しやすい環境となっております。

しかし、現在、耐震性が確保されている建物は、全体の約半数にすぎず、耐震化への取り組みがおこなわれている状況にあり、奈良県内の公立小中学校などの施設の耐震改修状況では、耐震化率が県内平均50%以下となっており、斑鳩町におきましても、昨年度は25%で低調な値を示しております。今後、学校の耐震化計画を前倒しし、早期の対応が必要であると考えます。

そこで、以上の要旨を踏まえまして2点についてお伺いいたします。

まず①点目の、特定建築物の耐震化についてであります。大地震による住宅、建築物の倒壊等の被害から住民の生命、財産を守り、被害を最小限にとどめるため、住宅や特定建築物、及び公共建築物を中心とした建築物の耐震化を総合的に計画推進することを目的として、斑鳩町耐震改修促進計画案が作成されています。特に、耐震化を図る必要性が特に高い建築物として、特定建築物の耐震化が耐震改修促進法に規定されています。その特定建築物の耐震化の内容についてお伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水建也君）　ご質問の特定建築物につきましては、建築物の耐震改修の促進に関する法律、この第6条におきまして定義付けがなされておりまして、その1号として、学校や病院、百貨店などの多数の人が利用する建築物、2号として、火薬や可燃性のガスなどの危険物を貯蔵する建築物、そして3号として、緊急輸送道路の沿道などに位置しており、地震の時に倒壊することにより多数の者の避難を困難とするおそれがある建築物のうち、階数や床面積など一定規模以上のものが特定建築物に当たるといふふうにされております。

また、この法律によりまして、現行の耐震性能を満たしていない特定建築物の所有者は、耐震診断を行って耐震上安全であることを確認すると共に、必要に応じて耐震改修を行うよう努めなければならないことが定められております。

平成19年度時点におきます斑鳩町内にごございます特定建築物の耐震化率は72%となっておりまして、現在、策定作業を行っております斑鳩町耐震改修促進計画におきましては、平成27年度までに特定建築物の耐震化率を90%とすることを目標と掲げているところでございます。

○議長（中川靖広君）　11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君）　今、答弁にありましたように、特定建築物の目標値、高い目標値となっておりますけれども、また促進法では、住民の生命、財産等を守ることを基本として、優先的に耐震化すべき建築物や重点的耐震化を促進するように明記されております。今後、実際にどのような建築物について優先的に耐震化を図っていかれるのか、お伺いいたします。

○議長（中川靖広君）　清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水建也君）　小学校や中学校は避難所にも指定されておりまして、質問者も先ほどおっしゃいましたように、先月発生いたしました中国の四川大地震におきましては、学校施設や子どもたちに甚大な被害が出たということでございます。

こうしたことから、町といたしましては、学校は特に優先的に耐震化を行うべき施設であるというように考えております。

○議長（中川靖広君）　11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君）　特定建築物についての最優先順位については、政令上1号、2号に、幼稚園、保育所、また小中学校となっております。また、避難所においても、主に学校が指定されているとのことで、答弁にありましたように、優先すべきは学校関係

ではなからうかと思えます。

そこで、次に、②点目の学校施設・避難所の耐震化についてであります。このことにつきましては、私は平成17年12月定例会の一般質問において、学校の耐震補強工事について質問をさせていただきました。過去の地震災害において、昭和56年以前に旧耐震基準により建築された建物の65%が大きな被害を受けていることから、昭和56年以前の建物の耐震化が非常に重要であると指摘されている中、当町における耐震化率は、近隣の自治体と比較しても明らかに低く、財政の事情、あるいは建築年度の差異はあるものの、耐震化への取り組みを早急に進める必要があります。特に、先ほどの答弁にもありましたように、小中学校の早期耐震化の促進は必要不可欠であります。当町といたしまして、現在、どのように耐震化に向け進められているのか、伺います。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 学校の耐震化についてのご質問でございます。その耐震化の状況について、取り組みについてご報告申し上げたいと思えます。

昭和56年以前の基準によりまして建築されました学校建物の耐震性を向上させるために、地震防災施設などの整備等を一層推進する必要がありますことから、地震防災対策特別措置法による地震防災緊急事業5カ年計画というのが示されまして、平成8年度からこれに照らし合わせまして実施いたしております。9年度より改築、あるいは大規模改造、耐震補強事業の中長期的必要量を、年次計画を立てまして順次実施してまいっているところでございます。

学校施設といたしましては、昭和56年以前の建物が23棟ございます。昭和57年以降の建物で5棟ございまして、合計28棟ございます。そのうちの、56年度以前の建物で2次診断実施済みが7棟ございます。そして、それによりまして耐震補強工事済みが2棟ございます。耐震化率といたしましては、耐震補強工事実施済みが2棟と、昭和57年以降の建物が5棟ございまして、合計7棟ございます。その耐震化率は25%となっております。

議員もご心配いただいておりますように、財政的に苦しい面がございます。学校施設は、多くの児童生徒が一日の大半を過ごす学習、あるいは生活の場でございますことから、子どもたちの安全で豊かな環境を確保するために、耐震補強事業は不可欠であるというふうに考えております。また、災害の避難場所としても活用されているところでもございます。

現在、費用につきましては、先ほど議員おっしゃっていただいておりますけれども、補助制度がございまして、耐震補強におきましては2分の1の補助、それから大規模改造につきましては3分の1の補助がございまして。また、教育・福祉施設等を整備するに当たりましては、地方債の活用もしているところでございます。

議員おっしゃった最近の新聞報道で、I S値0.3以下の建物については、国の方では、学校耐震の補助引き上げの法案も出されているというところでございます。しかし、補助制度があっても町の負担がやっぱり財政的にかかってくるというところでございます。しかし、必要な施設から年次計画を立てて、出来る限り計画に合わせまして事業を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（中川靖広君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 耐震化率については、以前と同じ数値25%であると。28棟のうち7棟が耐震補強工事が実施済みとのことですが、残る棟についての年次計画、今後どのように立てていかれるのか、お伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 今後の年次計画でございしますが、平成20年度には、斑鳩小学校中館2期工事を実施いたします。それと、斑鳩中学校の本館東棟耐震補強工事をする予定でございまして。この夏休み中にその工事を実施する予定でございまして。そして、21年度には斑鳩中学校の本館西棟耐震補強工事、そして22年度には斑鳩中学校北館西棟耐震補強工事、そして23年度には斑鳩中学校北館の東棟耐震補強工事と斑鳩西小学校耐震補強工事を実施いたします。それから、24年度には斑鳩東小学校と西小学校耐震補強工事、そして25年度には斑鳩東小学校と西小学校の耐震補強工事、26年度には斑鳩東小学校と西小学校の耐震補強工事を計画いたしております。

ただ、中国四川省の大規模地震によります学校施設の被害が大きかったこともございまして、当町といたしましても、出来る限り計画を前倒しをいたしまして学校耐震化に努めたいというふうに考えているところでございます。

○議長（中川靖広君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 平成20年度から26年度にかけて耐震工事を計画することとあります。また、耐震化を加速する意味から、つい先日、耐震補強工事における国庫補助率が引き上げられるようになったことから、今、教育長言われましたように、学校の補強工事を前倒しをしていくということと言われておりました。斑鳩町耐震改修促

進計画に基づき、着実に耐震化を計画どおりに進めていただくよう要望しておきます。

また、今後の進捗等の経緯を見守ってまいります。

次に、2番目の質問に入ります。

個人情報保護に関する基本方針改正に伴う取り組みについてであります。昨今プライバシー意識の高まりや個人情報を取り扱う上での戸惑い等の様々な要因から、社会的な必要性があるにもかかわらず、法の定め以上に個人情報の提供を控えたり、また運用上作成可能な名簿の作成を取りやめたりするなど、いわゆる過剰反応が生じております。

政府は、今年の4月25日、個人情報保護法のもとで、行政機関や民間事業者が行うべき施策をまとめ、個人情報の保護に関する基本方針の改正案が出されております。新たな基本方針には、災害の緊急連絡簿の作成が困難になるなど過剰反応を防ぐ対策が新たに盛り込まれ、個人情報の有用性に配慮するという法の趣旨が浸透するよう積極的に広報・啓発活動に取り組み、法律や関係条例の適切な解釈と運用が求められております。

また、個人情報保護法が平成17年4月1日に全面施行されたことを契機に、現場で様々な問題が生じておりますが、そうした問題を改善出来るよう各自治体においては、新たな基本方針の改正点を熟知し、個人情報保護法に関する条例の適切な解釈と運営の見直しに向けた取り組みが必要と考えます。

そこで、以上の要旨を踏まえて2点について伺います。

まず①点目の、個人情報の保護に関する基本方針の一部変更についてであります。個人情報の有用性に配慮し、個人の権利、利益の保護を守る個人情報保護法の趣旨を踏まえ、利用者の適切な取り組みを推進し、国民生活の利便性向上に資する内容を充実させるために、個人情報の一部が変更されました。その主な内容についてお伺いします。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 個人情報保護に関する基本方針等の一部変更等につきましては、個人情報保護に関する取りまとめ等を踏まえまして、個人情報の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令が、平成20年5月1日に公布されまして、個人情報の保護に関する法律施行令の一部が改正されたものでございます。

また、個人情報保護に関する基本方針の一部変更についてによりまして、個人情報保護に関する指針が変更されることとなりました。

政令の改正につきましては、個人情報保護に関する法律において、政令で定めるところとされている個人情報取扱事業者の範囲について、適正化を図るものでございます。

また、基本方針の変更は、個人情報をめぐる一部に見られる過剰反応と言われている状況の解消に向けた取り組み、また消費者利益の増進に資する内容となっております。

○議長（中川靖広君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 個人情報保護に関する一部改正により、自治体での適切な運用が求められていますが、今、お答えいただきましたように、特に過剰反応に対する取り組みについては、確かに難しい面があります。

そこで、町といたしまして、過剰反応が生じるその背景とその対応についての考えを伺います。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 過剰反応についての背景とその対応についてのご質問でございます。

個人情報によって識別、つまり物事の性質や種類を見分ける判断が難しく、特定の個人がみずからの個人情報の取り扱いに不安を感じていることが背景にあると考えております。

また、国におかれましては、各省庁の協力を得て、いわゆる過剰反応への対応事例を調査し、調査結果をとりまとめ、その内容の普及を図ると共に、個人情報保護法の運用の考え方を明らかにすべき場合には、必要に応じてその解説等の見直し、充実等を行い、地方公共団体に対してわかりやすく周知することとされております。

そうしたことから、斑鳩町におきましても、個人情報保護に関する基本方針の変更等を踏まえまして、個人情報の有効性に配慮しながら、個人の権利、利益を保護する目的とする個人情報保護法の趣旨にのっとりまして、法の適切な定着に向けまして、個人情報保護の理念や具体的な仕組み等を住民等へ周知するために、町広報紙や町ホームページへの掲載など、積極的な広報活動に取り組んでいく必要があると考えております。

○議長（中川靖広君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 先ほど冒頭に申し上げましたように、過剰反応により現場で様々な問題が生じる可能性があることから、そうした問題を改善出来るよう各自治体において新たな基本方針の改正点を熟知していただいて、個人情報保護法に関する条例の適切な解釈と運用と共に、ただいま答弁にもありましたように、積極的な広報・啓発活動で住民にわかりやすい形で示していただくよう要望しておきます。

次に、②点目の個人情報保護条例に基づく対策の実施状況についてであります。先

ほど国の個人情報に関する基本指針の変更を受けての斑鳩町の認識と対応についてお答えをいただきましたが、それでは斑鳩町個人情報保護条例に関して、国の示す基本方針の変更を受けての対策と実施状況を伺います。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 斑鳩町の個人情報保護条例につきましては、情報公開制度の進展を受けまして、個人情報保護を目的に平成10年10月から施行をいたしております。

この条例の施行に関し、個人情報保護制度の適正な運用と個人情報の保護の啓発を図るため、職員に対しましては、趣旨及び具体的な解釈と運用を示した個人情報保護条例の手引きを作成し、配布し、説明会を行うと共に、町民の皆様方へは、町広報紙に内容を掲載し、情報公開コーナー等におきまして個人情報保護条例の手引きを閲覧に供しているところでございます。

また、毎年1回、本条例の運用状況を取りまとめて公表もいたしております。この公表は、個人情報保護制度が適正に実施されていることを町民の皆様にお知らせすることによりまして、町民の皆様のご信頼を確保すると共に、個人情報保護制度の公正な運営を図るため、町広報紙及び町ホームページに掲載することによりまして実施しているものでございます。

ところで、過剰反応に対します対策についてでございます。本条例には、業務遂行上の必要性から、適正に収集した個人情報であっても、利用の仕方によってはプライバシーを侵害するおそれがあることから、収集した目的の範囲を超えて個人情報を利用し、または外部提供をすることを原則として禁止することを定めております。

しかしながら、その例外といたしまして、本人の同意がある時、法令の定めがある時、また緊急やむを得ない時、さらに福祉の増進その他公益上のため特に必要があると認められた時、以上4つの項目のいずれかに該当する場合に限りまして、目的外利用の必要性や個人情報の内容等を十分に慎重に審査した上で、収集いたしました個人情報の目的外利用を可能といたしております。

しかしながら、個人情報の目的外利用につきましては、一旦誤った取り扱いをいたしますと、個人に取り返しのつかない被害を及ぼすおそれがあるという認識から、個人情報に対します過剰反応と言われる状況を招いていると考えております。

このようなことから、斑鳩町個人情報保護条例の具体的な解釈等につきましても、必

要に応じその運用等の見直し、充実等を行い、今後とも条例の適切な定着に向けまして、個人情報保護の理念や具体的な仕組み等を町民の皆様へわかりやすく周知するため、町広報紙や町ホームページへの掲載などによりまして、積極的な広報活動に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 今後、個人情報保護条例の解釈等を踏まえて、必要に応じて運用等の見直しをしていただくとのことをお願いしておきます。また、見直しにあっては、法令や行政機関、個人情報保護法等の内容をしっかりと踏まえると共に、事情の特性に配慮した対象機関のあり方、また事故情報の開示、訂正、利用停止等本人関与の仕組みの充実、また適切な苦情処理や不服申し立て制度等の救済措置の整備、個人情報の漏洩、また過剰反応が今回一部に見られることから、法の趣旨にのっとり、条例の適切な運用等について留意していただくよう重ねて要望をしておきます。

次に、3番目の質問に入ります。

介護住宅改修についてであります。生活支援、介護予防等のサービスの中には、日常を支援するサービス、家族介護を支援するサービス、あるいは介護を予防するサービスがあります。その中で、介護を予防するサービスのうち、介護住宅改修のサービスがあります。住宅改修は、自宅の手すりの取り付けや段差解消、トイレの洋式化等を行う場合に費用の一部を助成するものであります。この制度は、現在広く介護保険者に利用されていると考えますが、過去の3年間の給付状況について伺います。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 介護保険の住宅改修に係ります給付状況についてであります。直近3カ年間の推移といたしましては、平成17年度は100件の申請件数があり、給付額は1,040万9,757円、平成18年度は91件の申請件数があり、金額は779万7,078円、平成19年度は82件の申請があり、給付金額は967万3,243円となっております。

住宅改修の内容であります。約6割が手すりの取り付けで最も多く、続いて約2割が段差解消となっており、あと床材の変更、便器の交換、扉の取り替え等となっております。

以上でございます。

○議長（中川靖広君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 今の答弁にありましたように、毎年、平均すれば約90件の申請を受けられているようですが、住宅改修の給付については、上限額及びその限度額を超えて支給されるような特例といたしますか、そういうようなのはないのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 特例の件でございますが、介護保険での住宅改修費の支給限度基準額は20万円でございます。したがって、20万円の住宅改修を行った場合、通常利用者は1割の自己負担分2万円を負担することになりますので、保険給付の額は18万円となります。

このように、利用者1人に対する支給限度額基準は20万円となっておりますが、支給限度管理は現に居住している住宅について行われますので、転居した場合は改めて住宅改修の支給が受けられます。

また、特例といたしまして、要介護状態が著しく重くなった場合、要介護状態区分が3段階以上重くなった場合ですが、この場合には改めて支給限度基準額20万円分の住宅改修費が受けられることとなります。

○議長（中川靖広君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 介護状態に応じて利用者の生活の安定のために、またより多くの方に手厚く給付が受けやすい制度になっているということはわかりました。

そこで、次に②点目の介護住宅改修の受領委任払い制度についてであります。先ほども答弁にありましたように、住宅改修費の支給限度額基準は20万で、保険給付の額は最大18万まで支給されますが、利用者はまず全額を負担しなければならないため、場合によっては全額を準備するのが大変との声があります。ここ数年、介護住宅改修の受領委任払い制度を導入する市町村もふえつつある中で、斑鳩町においても、利用者にとって利用しやすく、また負担軽減となることから、受領委任払い制度を住宅改修について導入すべきではないかと考えますが、町の見解を伺います。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 介護保険の住宅改修サービスにつきましては、現在は、質問者もおっしゃいますように、償還払い制度で実施しており、改修を実施した場合は、利用者が費用の全額を一旦負担して、後で町に9割分を請求する仕組みとなっております。

それに対しまして、おっしゃいます受領委任払いとは、利用者が住宅改修を実施した場合、事業者に9割分の受領を委任し、利用者は1割分の自己負担のみを事業者を支払うことで、残り9割分は事業者が町へ請求する仕組みとなっております。

この介護保険の住宅改修の受領委任払い制度を実施しているのは、県下では、平成19年度におきましては6市町村ございます。当町におきましても、この受領委任払い制度は、サービスを提供する事業者にとっては、一時的に資金の建て替えが必要となるわけではございますが、利用者にとっては利用しやすいものというふうに考えますことから、今後、その実施方法も検討し、また介護保険運営協議会の中でもご審議を賜りながら、実施出来る方向で検討してまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） この制度が、介護を予防するサービスを受けられる方にとっては、より多くの方に利用しやすい制度となるように期待します。また、今後、事業者の方のご理解が重要となります。まず、今、ご答弁にありましたように、介護保険運営協議会でよく審議をしていただくとのことですので、よろしく願いしておきます。

次に、4番目の質問に入ります。

まちづくり寄附条例についてであります。最近、厳しい財政難の中小の自治体では、全国から寄附を募り、それを財源として施策を実現するという寄附条例を導入する動きが拡大しています。これは、自治体にとっての自主財源を確保すると同時に、住民参加の施策推進を促す効果があり、重要な施策の一つと考えます。現在、各地で導入の動きがあり、当町においても寄附の受け入れ態勢がありますが、より多くの方から寄附を積極的に進めていく上で有効であると考えます。

以上の要旨を踏まえて2点について伺います。

まず、①点目の寄附条例の認識についてであります。寄附条例は地方税と違った形で自主財源を確保出来る意義は大きく、複数の政策を示して寄附先を選択してもらうので、住民を含む寄附者の政策ニーズが直接反映される効果があります。この寄附条例の認識について伺います。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） ご質問の寄附条例についてでございます。

昨今の厳しい財政環境の中におきまして、福祉の充実や芸術・文化の振興、まちおこし施策の充実など、条例で定めた事業を提示して寄附金を募り、その寄附金を財源の一

部として事業化を図る形として、平成16年6月に長野県泰阜村で初めて制定されたところでございます。

最近では、さきの税制改正によりまして、本年5月からスタートいたしましたいわゆるふるさと納税の受け皿として、その制定に取り組まれる自治体も見受けられつつございます。

寄附条例を制定する大きな目的と効果といたしましては、一般的に、寄附の用途について透明性が高められていること、独自のまちづくりを目指すことが可能になること、そして寄附を通して住民がまちづくりに参加出来ることなど、寄附を通じ新たな自主財源の確保が出来ると共に、行政に対する参加意識の向上が図られるものと言われております。

ただ、ご承知のとおり、自治体への寄附は、条例がなくとも可能で、本町では、これまでも町民の皆様や企業、各種団体等から寄附金をはじめ様々な寄附をいただいております。これらの寄附につきましては、寄附をされた方の思い、気持ちを十分に尊重し、貴重な財源としてそれぞれの目的の基金に積み立て、その運用益等を活用させていただいたり、あるいは直接事業に活用をさせていただいているところでございます。

○議長（中川靖広君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 寄附につきましては、これまで、今、ご答弁にありましたように、町民の皆さんや企業、また各種団体の方からのご寄附をいただいております。目的に応じて直接事業に活用させていただいていますが、実際に寄附の受け入れはどのようにされているのか、お伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 実際のご寄附には、現金のみならず物件など色々ございます。ご寄附の申し出がございましたならば、ご寄附をされる方の意向を十分に確認させていただくと共に、その申し出が真に有益等財産であるのか、寄附に起因して財政負担が伴うことはないのか等について判断をいたしまして、決定した上でご寄附の受け入れをさせていただいております。

具体的に、現金でのご寄附の場合につきまして申し上げますと、まずご寄附をされる方の意向を十分にお聞かせ願います。そのお話の中で、ご寄附をされる方の思い、気持ちを十分に尊重出来るよう本町の政策や福祉基金、文化振興基金、スポーツ振興基金などの目的や役割についてご説明をさせていただきながら、ご寄附をされる方の意向に沿

った形で受け入れをさせていただいております。また、町広報紙への氏名等の掲載につきましても、その意向を確認させていただいているところでもございます。

書面的には、寄附の申込書を提出していただき、受け入れが決定したならば、本町からはお礼状と共に寄附受入書、領収書を添付をさせていただいているところでもございます。

○議長（中川靖広君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 今、答弁にありましたように、ご寄附をされた方の思いを尊重して、目的に応じて各基金に充てられているということで、これは重要なポイントであると思います。

そこで、次に②点目のまちづくり寄附条例の導入についてであります。全国的に見ますと、この条例を導入した自治体は、財政が厳しい町村や名の知れた観光資源を持つ自治体が導入されております。当町においても、先ほど答弁がありましたように、各種の基金の窓口を設け、広く寄附をいただいている経緯がありますが、このまちづくり寄附条例は、寄附する方が進んで政策を選ぶので、住民参加の行政を加速し、また逆にニーズのない政策には寄附が集まらず、無駄な公共事業は排除出来るようになります。都市から地方への新たな資金の流れを形づくる事が出来ます。町の見解を伺います。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） いわゆるふるさと納税を契機といたしまして、その制定に取り組まれているところでもございますけれども、本町におきましては、福祉、文化、スポーツなどの分野において寄附受け入れ可能な特定目的基金を既に設置しているところでもございます。

これらを体系的にPRすることで、寄附金条例を制定した場合と同様の効果が得られるものと考えておりますので、今後、広い意味での寄附金条例制度として、既存の基金を積極的に活用してまいりたいと考えております。

ただ、藤ノ木古墳整備基金につきましては、史跡藤ノ木古墳の整備が完了し、その見直しを行ってまいりたいと考えております。

史跡藤ノ木古墳をはじめ本町に現存いたします歴史的・文化的資源の保全、継承は、町民のみならず国民に課せられた責務の一つでありますことから、全国の皆様から応援をいただけるものと考えまして、その見直しを行ってまいりたいと考えております。

さらには、いわゆるふるさと納税のスタートを踏まえまして、寄附者が選択しやすい

政策メニューの提示、寄附金使途の報告などのPR方法や寄附金の受け入れ態勢につきまして、さらに検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 今、ご答弁にありましたように、既存の基金の活用が効果を得ることが出来ればいいとは思いますが、今後もこれについては注目をされることから提案させていただきました。

ただいまの答弁の中に、寄附に対してのPR方法が重要なポイントとなってきます。そこで、広く多くの方からご寄附をいただくためには、PRの内容や、またネーミングなどで工夫すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 質問者もおっしゃいましたとおり、全国の皆様から応援いただくためには、寄附者が選択しやすい政策メニューの提示、寄附金使途の報告などはもちろんのこと、その内容やネーミングが重要な要素となってまいります。また、ふるさと納税の趣旨から見てみますと、町外の方から応援していただかないと、本町の実際の増収にはつながってまいりません。

幸いにいたしまして、本町には、聖徳太子の和の精神のもと、先人たちがたゆまぬ努力で作り上げてきました固有の自然や歴史的文化などの魅力あふれる豊かな資源がございます。この資源を生かした情報発信が行えるよう、町ホームページなどを活用しながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 財政健全化を進める中で、この寄附制度が貴重な財源となり、また住民参加の政策推進を促す効果が発揮出来るよう積極的に進めていただくようお願いしておきます。

次に、最後の5番目の質問に入ります。

河川環境の改善についてであります。大和川の水質は、全国1級河川の中でもワーストの上位にランクされております。近年の急速な流域開発による人口増加と、それに伴う各家庭からの生活排水がふえ、下水道の整備が追いつかない状態にあるのが原因とされています。

このような現状を改善するため、流域市町村では、大和川ルネッサンス計画が策定され、河川浄化施設の建設や、また下水道整備、流域住民による水質改善活動が活発に実

施されております。その成果もあり、年々水質環境の改善がされているものの、BOD、つまり生物化学的酸素要求量が環境基準レベル5ミリグラム／リットルを上回っている状況となっております。また、河川の汚れは、ごみのポイ捨てにより水質の悪化が拡大しています。

この事態を解消するためには、住民と行政が一体となって取り組むことが重要であります。前に、町長が環境への機運が盛り上がる必要があると言われてたのも、そのとおりであります。

以上の要旨を踏まえまして、2点についてお伺いいたします。

まず①点目の河川の水質についてであります。最近、水質改善の取り組みもあって、年々水質環境の改善がされてきていますが、しかし、まだごみのポイ捨て等によって環境基準レベルを上回る傾向にあります。

そこで、町内河川の過去3年間の水質状況を教えてください。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 当町を流れております主要河川の大和川、富雄川、竜田川の水質につきましては、環境基本法によりまして、大和川は国が、富雄川、竜田川は県が、それぞれ住民皆様の健康を保護し生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準といたしまして、水の汚れの指標であります生物化学的酸素要求量、いわゆるBODが5ミリグラム／リットルと定められておりますことから、町といたしましては毎月1回、定点測定により水質検査を実施し、水質状況を確認しているところでございます。

なお、町内では、この3河川以外の支流につきましては基準値が定められていないことから、水質調査を行っておりませんので、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

この3河川の過去の3カ年間の水質調査の結果のBODの値ですが、大和川で2カ所の調査地点を設けており、平均値が、平成17年度は6.8ミリグラム／リットル、平成18年度は8.6ミリグラム／リットル、平成19年度は7.8ミリグラム／リットルでございます。

富雄川でも2カ所の調査地点を設けておりまして、平均値が、平成17年度は7.7ミリグラム／リットル、18年度は5.0ミリグラム／リットル、19年度は8.5ミリグラム／リットルでございます。

竜田川では、1カ所の調査地点を設けており、17年度は7.5ミリグラム／リットル

ル、18年度は7.5ミリグラム／リットル、19年度は6.9ミリグラム／リットルでございます。

いずれの河川も年度によりまして多少の増減がございますものの、月によりましては3河川とも環境基準を大きく下回ることもあるなど、少しずつではありますが、水質は改善されております。

特に竜田川では、毎年夏に実施しております親子水生生物探検教室で、水生生物の調査を継続して行っておりまして、調査を実施いたしました平成10年当時は、ヒルやミズムシなど汚れた川にしか生息しない生物が多く見られましたが、最近ではきれいな川に生息するヨコエビやサワガニなどが発見されるなど、竜田川の水質状況が少しずつ改善されてきているのは見て取ることが出来ております。

今後も、流域の市町村と連携、協力をしながら、住民の皆様に対する啓発活動や河川の清掃活動、公共下水道の整備などを通して、水質改善に努めてまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） ただいま答弁をいただいたのは、主要な河川ですが、それ以外の三代川、またイツボ川などの支流の状況はどのようになっているのでしょうか。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 支流につきましては、環境基準値がございませんので、水質調査は実施しておりませんが、ポイ捨てや自転車等の不法投棄も多く、決して良好な状況であるとは言えないと考えております。

○議長（中川靖広君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 良好な状態でないということですが、河川へのポイ捨て、不法投棄については、どのような対策や啓発をしているのか、伺います。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） ポイ捨てや不法投棄については、ごみが捨ててある場所にさらに捨てるといった傾向にあることから、町では週1回町全域で環境パトロールを実施しており、ポイ捨てや不法投棄の早期発見、早期処理を行うと共に、投棄されない雰囲気醸成に努めているところであります。

また、ポイ捨ての多発箇所、ポイ捨ての処理量などを広報紙に定期的に掲載し、住民のマナー向上にも努めているところであります。

さらに、初期対策としまして、ポイ捨て多発地帯には啓発看板を設置しておりますが、ポイ捨て行為者の良心に響けばということで、小学生によります手づくりの看板を毎年各小学校の協力のもと作成をしていただき、多発箇所に設置するなどして啓発にも努めているところでございます。

○議長（中川靖広君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） ポイ捨て禁止の啓発看板はよく目にしますが、しかし、少しは効果があるものの一向に減るような状況にはないようです。川は、大きな地域の財産であります。今後、効果の出る策を考えていただいて実行されることを期待します。また、今後提案もさせていただきます。

次に、②点目の河川の水質改善についてであります。河川の水質改善のために住民の方々の目に見えるような対策が必要であると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 現在、河川の水質汚濁は、工場等からの排水が水質汚濁防止法によりまして規制されていることもございまして、約8割が家庭からの生活排水が原因であると言われております。

このことから、河川の水質を改善するためには、公共下水道の普及が最も効果的な対策であると考えておりますが、その整備には長い年月を要することと考え、まずは各家庭から河川を汚さない取り組みが必要であると考えております。

そういったことから、現在、町では、生活排水の中でも最も水質汚濁の原因とされます廃食用油につきまして、排水口に流さないように、町内の8カ所の公共施設で回収事業を実施しており、平成19年度では4,360リットルの廃食用油を回収したところでございます。

また、水質汚濁防止キャンペーンや親子水生生物探検教室の開催など啓発事業を充実させますと共に、広報紙などでも水質汚濁防止について啓発記事を掲載しているところでございます。

また、悪化した水質を浄化するには、ヘドロの浚渫も効果的な方法であり、河川の管理者に対しまして定期的な浚渫を要望しているところでございます。

そのような中、最近、乳酸菌や酵母菌など有用微生物を定期的に河川に投入し水質浄化を図っている河川があると聞いておりまして、その効果に注目をしているところでございます。

この浄化方法は、有用微生物が水質を悪化させるヘドロとまじり合って浄化するものでございまして、町といたしましては、今後、これを実施されている河川の水質浄化状況につきまして、費用対効果も含めまして、詳しく研究調査を行ってまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） ただいまの答弁で、浚渫以外でも水質浄化のために取り組みが進められているということですが、それはどのような場所で効果があるのか、伺います。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 有用微生物の投入は、ヘドロが多い場所で効果を発揮すると言われていたことから、ヘドロが堆積していると思われる場所が適していると考えておまして、今後、有用微生物によります効果、あるいは費用対効果が確認出来ましたら、関係機関ともご協議をしてみたいと、このように考えております。

○議長（中川靖広君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 町内の河川の中には、水質改善を当然しなければならない、また汚濁の防止をして住民の方に喜んでいただかなければならないということで質問させていただきました。

河川の水質改善は、地域の住環境にとって大きく影響を及ぼします。また、今後、水質改善を必要とする河川につきましては、よく調査を行っていただき、また住民の意向等をお聞きして、水質浄化、また改善に効果的な方法で取り組んでいただくよう要望し、以上で私の一般質問を終了いたします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 以上で、11番、飯高議員の一般質問は終わりました。

これをもって予定いたしておりました一般質問はすべて終了いたしました。

本日をこれをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

（午後2時8分 散会）